

神社玉殿の起源と特質

安芸国の玉殿を中心として

山田岳晴

Study on the Characteristics and Origin of Gyokuden (Inner Sanctuaries) in the West Area of Hiroshima Prefecture

YAMADA Takaharu

緒言

- ① 従来の研究と課題
- ② 安芸国の中世玉殿の現存例
- ③ 厳島神社玉殿
- ④ 安芸国の玉殿の建築的特色
- ⑤ 玉殿の起源
- ⑥ 中世における玉殿の変化
- ⑦ 近世における玉殿の変化
- ⑧ 玉殿の特質

【論文要旨】

安芸国における神社玉殿の祖型は厳島神社玉殿である。その厳島神社の玉殿は、奈良時代に遡る神座の形式である御帳台に、本殿の形式の一部を取り入れて、すなわち、御帳台という調度を建築化させて成立したものである。その初源的な玉殿の形式は、大型で桁行一間または三間、梁間一間、切妻造、檜皮葺で、著しく床高は低く、見世棚造とせず、面取角柱、舟肘木、豕叔首とし、軒は正面二軒、背面一軒であった。また、その玉殿は本殿内陣の床に直に安置されていた。厳島神社の玉殿は、奈良時代まで遡る御帳台の形式を受け継ぎつつ、独自の形式を持つ神座として分化発展したものである。安芸国に広く分布している中世の玉殿は、祖型である厳島神社玉殿からさらに進化すなわち建築化していったものであり、いわば御帳台から分化した神座の一系統である。

他国と比べて安芸国において玉殿が広く分布し、中世の玉殿が大量に残っているの

は、一宮である厳島神社が玉殿を安置する形態を採ったためである。厳島神社から始まった玉殿は、中世後期において安芸国の村落の中心的神社、いわゆる村の鎮守社級の規模の神社まで広く普及していった。その普及過程における神社の格式や経済的規模の差を反映して、見世棚造や高床や長柿葺の採用などがおこる。そうした変化はさらなる本殿の形式の取り入れという建築化であり、同時に低廉化も進行していった。近世においては、さらなる玉殿の普及が進み、安芸国の神社は小祠まで、ほとんどすべてが玉殿を安置するに至った。これらの玉殿の形式の変化は、単なる神体の容れ物となる箱形化と、微細な部品を膠で接着し組立てる工芸品化への分化であり、いずれも非建築化であった。これら玉殿の変化は、すべて神社建築の流れに帰結するものであり、寺院建築様式が関係したものではない。玉殿という建築形式は神社において独自に形成されたものであった。

緒言

神社玉殿は、神社の本殿内陣に安置される本殿形をした小建築であつて、神体を奉安している（以下、玉殿^①と言ふ）。安芸国（広島県西半部）の主要な神社本殿内を調査した結果、十四世紀から十六世紀までの中世の玉殿が多く残っていることが判明した。安芸国に現存する三十四基の中世の玉殿は、造立当初の部材をほぼ完存しており、すべて本殿形の建築的形態を採っている。本稿は、それら安芸国の玉殿の建築的特色を明らかにするとともに、玉殿の起源や特質に関して説明しようとするものである。安芸国は、中世の玉殿が全国的にみて特別に集中して遺存している地域であり、現存最古級の例をはじめ、中世の玉殿の現存例は安芸国が突出している。こうした中心地である安芸国に限定して玉殿の考察を進め、その特質を明らかにすることにより、全国における玉殿の特質についても、本稿で得られた知見を適用することで自ずから説明に至るはずである。

なお、本稿で言う玉殿には、本殿に覆屋を架け、土間等に直に建つ形式のもの^②は含まれない。また、建築的造形^③にない春日厨子も含まれず、当然、寺院の本堂内の須弥壇上等に安置された厨子は含まない。

玉殿の成立は、平安時代後期とされている。現存例は鎌倉時代後期以降のものである。玉殿は成立以来、本殿の形式、本殿内での祭祀形態など、本殿の変化発展に対しても大きな影響を与えている。さらに玉殿は、神を祀る本殿の特質と深く結びついているのである。神社建築史上、玉殿は重要であると言えるが、神社本殿内陣の神座であるため特に非公開とされる場合がほとんどであった。そのため、従来はほとんど調査が不可能であり、これまでに玉殿に関する研究はわずかしが行われていない。玉殿に関連した従来の研究は、単体の玉殿に対しての調査であつた

り、玉殿を安置する本殿などの建築の考察過程で玉殿に簡単に触れた程度であつて、玉殿の実体は、あまり分かっていない。ましてや、玉殿の形式分類、年代変化、分布過程、安置の意義などについて体系的に述べた先行研究は皆無である。

本稿では安芸国の歴史的特色を考慮して、慶長五年（一六〇〇）以前を中世とする^④。また、安芸国の一宮である厳島神社は、その内宮（現、厳島神社〔広島県廿日市市宮島町〕）と外宮（現、地御前神社〔広島県廿日市市地御前〕）のそれぞれの本社本殿内に六基、摂社客神社本殿内に五基の玉殿を安置しており、その安置は全国的にも極めて早い仁安三年（一一六八）にまで遡り、厳島神社の玉殿は安芸国の神社本殿における玉殿安置の先駆けとなつたと考えられる^⑤。そのため、厳島神社主要本殿内における現存最古の玉殿である地御前神社玉殿についても古い形式を伝えるものとして対象とすることにする。

なお、本稿中では、玉殿の実測を現行曲尺で行つたので、寸法については尺寸で表記した^⑥。神社名については原則として現在の社号を用いた。東広島市高屋町の新宮神社と安芸高田市吉田の新宮神社は、神社名の後に「高屋」もしくは「吉田」として適宜区別しておいた。

① 従来の研究と課題

玉殿に関する研究について、特定の玉殿の一部については、触れられることはあつたが、体系的に述べられているものは見られない。従来の研究について著者・年代順に挙げ、その玉殿に関する部分についてまとめておく。

1 福山敏男「厳島神社の社殿」（『仏教芸術』五十二号、昭和三十八年十一月、『日本建築史研究』、墨水書房、昭和四十三年六月に修正再掲）

厳島神社の成立について考察を行った論文である。厳島神社の玉殿が本社本殿内に六基、摂社客神社本殿内に五基存在することを記す。

2 『厳島神社国寶並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』（昭和三十三年三月）

厳島神社各社殿の修理工事報告書である。その中に末社左門客神社および右門客神社、摂社天神社、摂社大元神社の玉殿についての修理の記載がある。

3 三浦正幸「厳島神社の本殿」（『建築史学』第四号、昭和六十年三月、初掲は「厳島神社外宮地御前神社の建築」、日本建築学会中国支部研究報告集第一〇巻一号、昭和五十七年九月および「厳島神社の玉殿」日本建築学会大会学術講演梗概集計画系、昭和五十八年九月、前者は『廿日市の文化』第一九集、廿日市市郷土文化研究会、平成三年十月に再掲、『四面底系平面の神社本殿の研究』、昭和六十一年九月に修正再掲、『厳島信仰事典』戎光祥出版、平成十四年十一月に再々掲）

厳島神社における四面底系の本殿の形式について、厳島神社内宮および外宮（地御前神社）の玉殿安置の面から検証し、玉殿を安置するために成立したと指摘している。その中で、宝暦十年（一七六〇）に造替の外宮玉殿の現存を確認し、その規模形式について記述している。また文献を併用し、内宮の玉殿の規模形式および成立年代について示している。

4 三浦正幸「神社本殿内の中世の玉殿——広島県高田郡八千代町の佐々井厳島神社と常磐神社——」（『建築史学』第十一号、昭和六十三年九月）

広島県高田郡（現安芸高田市）八千代町の佐々井厳島神社と常磐神社の玉殿についての調査研究である。それら二社八基の玉殿に対して、規模形式、細部意匠についての記述がある。また、それらに用いられた屋根葺の技法や一木造出の技法についても簡単に触れている。

5 三浦正幸『東広島市社寺建築調査報告書』（東広島市教育委員会、平成二年三月）

東広島市内に現存する社寺建築についての調査報告書である。この中に、東広島市高屋の新宮神社玉殿についての報告がある。

6 三浦正幸「安芸国の中世建築の意匠」（日本建築学会大会学術講演梗概集計画系、平成三年九月）

広島県西部の安芸国の中世建築における意匠の特色を示し、厳島大工との関係を論じる。この中に佐々井厳島神社、常磐神社、堀八幡神社、速田神社の各玉殿が中世建築の遺構として挙げられている。

7 三浦正幸監修「厳島神社の本殿」（『広島県神社誌』、広島県神社庁、平成六年八月）

広島県内に現存する神社二千八百五十社それぞれについて鎮座地、祭神名、各社殿の規模形式、由緒、特殊神事などについてまとめたものである。その中の佐々井厳島神社と常磐神社については、中世の玉殿の存在を指摘している。

8 三浦正幸「厳島神社の本殿」（『芸備地方史研究』第二〇七・二〇八号、平成九年十二月）

論文3の厳島神社本殿に関する部分を論文4の内容の一部を踏まえて、一般向けに解説したものである。

9 三浦正幸編『総覧日本の建築』第八巻／中国・四国（新建築社、日本建築学会編、平成十年三月）

中国、四国地方の建築について一般向けに紹介した本である。この中で今田八幡神社、佐々井厳島神社、常磐神社、宮崎神社の各玉殿を紹介している。

10 三浦正幸「高田郡の中世の社寺建築」（『広島県文化財ニュース』第一六七号、広島県文化財協会、平成十二年十月）

広島県高田郡（現安芸高田市）内の中世社寺建築について、一般向けに解説したものである。この中に、佐々井厳島神社、常磐神社、龜山神社、宮崎神社、新宮神社「吉田」、中山神社の玉殿を挙げ、まとめて解

説しており、厳島神社との関連性に触れている。

11 三浦正幸「中世の寺社建築」(『千代田町史』通史編(上)、平成十四年三月)

広島県山形郡千代田町(現北広島町)内に現存する中世建築について報告したものである。その中に今田八幡神社、額田部八幡神社の玉殿についての記述がある。また、今田八幡神社については、地方色(詳しくは後述)についての解説がある。

12 三浦正幸『吉田町の社寺建築』(吉田町教育委員会、平成十四年三月)

広島県高田郡(現安芸高田市)吉田町に現存する社寺建築について悉皆調査を行い、それらについて報告したものである。その中には玉殿の報告が多数あり、中世のものでは、新宮神社「吉田」、宮崎神社、清神社、中山神社、市場黄幡社の玉殿についての報告がある。

13 三浦正幸監修『広島県の神社建築』(広島県青年神職会、平成十四年十二月)

広島県内に現存する神社建築に関して、歴史、規模形式、特色について解説したものである。その中に、宮崎神社、常磐神社、佐々井厳島神社の各玉殿が収録、紹介されている。

14 村岡浅夫「社寺信仰」(『吉和村誌』第2集、吉和村誌編纂委員会、昭和六十年六月)

広島県佐伯郡吉和村(現廿日市市吉和)内の社寺について報告したものである。その中に速田神社の玉殿の写真が掲載されている。

15 來本雅之「宮崎神社本殿内の玉殿―広島県高田郡吉田町相合―」(日本建築学会大会学術講演梗概集、平成五年九月)

広島県高田郡(現安芸高田市)吉田町の宮崎神社本殿内に安置されている玉殿について報告したものである。それら玉殿について規模形式、細部意匠が示されており、細部意匠および大工についての簡単な考察を加えている。

16 岡田貞次郎「神社建築」(『宮島町史』特論編・建築、宮島町、平成九年六月)

広島県佐伯郡宮島町(現廿日市市宮島町)内の神社建築について述べたものである。その中に厳島神社末社左右門客神社、撰社天神社、撰社大元神社の玉殿についての史料等の記載がある。

その他、玉殿に近接した従来の研究があるが、それらは玉殿として実質的な論考がないものや、玉殿の範疇にない土間に直接建つ本殿や移入された寺院の厨子を扱ったものである。

②安芸国の中世玉殿の現存例

安芸国には三十四基の中世の玉殿が現存している。本稿で研究対象とするそれら玉殿を表1に挙げる。また、それら玉殿の特色について、それぞれの神社ごとに簡単に纏めておく。なお、特に断りがない限り、本節に示す部材は当初材である。

一、今田八幡神社玉殿(山形郡北広島町今田)

玉殿は、桁行三間(側柱真々三尺九寸)、梁間二間(現状では一間、当初は二間分で側真々二尺三寸四分)、切妻造平入(現状では片流造)の本柿葺である。大棟は失われており、総高は三尺五寸三分である。建築様式上、鎌倉時代末期のものであり、墨書銘により元亨四年(一二三四)の造立である。桁行は三間に等分割し、土居桁(土台)上に円柱を立て並べる。側面後方の柱(当初の側面中央の柱)は、板壁より外側だけの半円形断面とする。土居桁先端は、大正時代の本殿改修の際に祭壇の奥行に合わせ切除されている。組物は桁からの一木造出の舟肘木とし、下角に大面取を施す。棟木も同様とする。妻面には陸梁を渡し、棟束を立てる。棟束の左右には、扱首竿を棟束に欠き込んで拌み合

わせにして、冢扱首を變形した妻飾とする。一軒の吹寄垂木で、屋根は比較的小さい柿板を用いた本柿葺とする。現状では、棟より背面側半分が大正時代の本殿改修の際に切除されている。

今田八幡神社玉殿は、元亨四年という造立年代の古さや、大型の玉殿で床高が低く、切妻造で見世棚造としないこと、一木造出の技法や、各部に見られる地方色⁽¹³⁾など多くの点に注目される。

二、佐々井厳島神社玉殿(安芸高田市八千代町佐々井)

楽音寺藏「安芸国神名帳」⁽¹⁴⁾の吉田郡の「佐々比明神」が当社と考えられている。寛延元年(一七四八)再建時の本殿(現拜殿)は、桁行五間、梁間三間、入母屋造平入で、内陣後方一間を祭壇としていた。玉殿は、『芸藩通志』⁽¹⁵⁾により、古くから五基の玉殿の存在が確認される。第一殿は建築様式上、鎌倉時代末期の十四世紀前期のものであり、第五殿は文和二年(一三五三)の墨書銘⁽¹⁶⁾、第三殿は文安二年(一四四五)の墨書銘⁽¹⁷⁾がある。残り二基は建築様式上、十四世紀末期から十五世紀前期のものであり、第二殿の方が若干古い傾向があり、第二殿は十四世紀末期、第四殿は十五世紀前期造立と推定される。

第一殿は桁行一間(側柱真々二尺五寸四分)、梁間一間(側柱真々二尺三寸二分)、切妻見世棚造平入の本柿葺である。総高は五尺九寸である。土居桁上に円柱を立てる。側壁内側に半円形断面の柱を設けて前後に仕切り、後方を内陣、前方を見世棚とする。組物は肘木・斗の一木造出の連三斗とする。中備は壁板と一木造出した本幕股を入れる。妻飾は虹梁大瓶束式とする。正面二軒、背面一軒の繁垂木とし、屋根は比較的小さい柿板を用いた本柿葺とする。

第二殿は桁行一間(側柱真々二尺八寸九分)、梁間二間(側柱真々二尺九分)、切妻見世棚造平入の本柿葺である。総高は五尺八寸である。土居桁上に円柱を立てる。梁間前方一間を見世棚とする。組物は通実肘

木を乗せた連三斗とし、中備には本幕股を乗せる。これらは頭貫と桁間の壁板とともに一木造出とする。妻飾は虹梁大瓶束式とする。正面二軒、背面一軒の繁垂木とし、屋根は比較的小さい柿板を用いた本柿葺とする。

第三殿は桁行一間(側柱真々二尺八寸二分)、梁間二間(側柱真々一尺九寸二分)、切妻見世棚造平入の本柿葺である。総高は五尺九分である。土居桁上に円柱を立てる。梁間前方一間を見世棚とする。組物には連三斗を用い、大斗は下の頭貫と一木造出とし、連三斗は上の桁と一木造出とする。中備は本幕股を乗せる。妻面は壁板と一木造出した虹梁を渡し、虹梁大瓶束式の妻飾とする。正面二軒、背面一軒の繁垂木とし、屋根は比較的小さい柿板を用いた本柿葺とする。

第四殿は桁行一間(側柱真々二尺八寸七分)、梁間二間(側柱真々二尺七分)、切妻見世棚造平入の本柿葺である。総高は五尺六寸五分である。土居桁上に円柱を立てる。梁間前方一間を見世棚とする。組物は連三斗とし、中備には本幕股を乗せる。これらは頭貫と桁間の壁板とともに一木造出とする。その上の桁は、通実肘木と一木造出とする。妻面は通実肘木と一木造出した虹梁を渡し、虹梁大瓶束式の妻飾とする。正面二軒、背面一軒の繁垂木とし、屋根は比較的小さい柿板を用いた本柿葺とする。

第五殿は、桁行三間(側柱真々三尺三分)、梁間二間(側柱真々二尺二分)、切妻見世棚造平入の本柿葺である。総高は五尺四寸八分である。桁行は三間に等分割し、土居桁上に円柱を立て並べる。正面は中央柱を省略して通し一間とする。梁間前方一間を見世棚とする。組物は連三斗とし、桁行中央柱に相当する位置に出三斗を置く。大斗は下の頭貫と一木造出とし、三斗組は上の桁とともに一木造出とする。妻面は下の組物と一木造出した虹梁を渡し、本幕股を妻壁から彫り出して一木造出とし、虹梁本幕股式の妻飾とする。正面二軒、背面一軒の繁垂木とし、屋根は比較的小さい柿板を用いた本柿葺とする。

屋根	正面軒	背面軒	桁行(尺)	梁間(尺)	土居桁	身舎柱	庇柱	身舎組物	身舎中備	庇組物	庇中備	妻飾
本柿葺	一軒	欠失	3.90	2.34	井桁組	円柱	-	舟肘木	なし	-	-	変形冢扱首
本柿葺	二軒	一軒	2.53	2.32	井桁組	円柱	-	連三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束
本柿葺	二軒	一軒	2.89	2.09	井桁組	円柱	-	連三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束
本柿葺	二軒	一軒	2.82	1.92	井桁組	円柱	-	連三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束
本柿葺	二軒	一軒	2.87	2.07	井桁組	円柱	-	連三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束
本柿葺	二軒	一軒	3.03	2.02	井桁組	円柱	-	連三斗	なし	-	-	虹梁本蓐股
流柿葺	一軒	一軒	4.83	2.52	井桁組	角柱	角柱	なし	なし	なし	なし	梁***束立て
本柿葺	一軒	一軒	1.61	2.21	井桁組	角柱	角柱	平三斗	なし	出三斗	本蓐股	虹梁板壁
本柿葺	一軒	一軒	1.63	1.81	井桁組	角柱	角柱	舟肘木	なし	舟肘木	なし	虹梁束立て
本柿葺	一軒	一軒	1.63	1.81	井桁組	角柱	角柱	舟肘木	なし	舟肘木	なし	虹梁束立て
直柿葺	垂木なし	垂木なし	1.29	1.66	なし	角柱	角柱	舟肘木	なし	舟肘木	なし	虹梁束立て
直柿葺	垂木なし	垂木なし	1.17	1.55	なし	角柱	角柱	なし	なし	なし	なし	板壁
直柿葺	垂木なし	垂木なし	1.17	1.55	なし	角柱	角柱	なし	なし	なし	なし	板壁
段柿葺	一軒	一軒	1.26	1.43	工字組	円柱	角柱	舟肘木	なし	連三斗	なし	梁***束立て
直柿葺	垂木なし	垂木なし	1.18	1.28	工字組系	角柱	角柱	舟肘木	なし	連三斗	なし	虹梁大瓶束系
直柿葺	垂木なし	垂木なし	1.18	1.28	工字組系	角柱	角柱	舟肘木	なし	連三斗	なし	虹梁大瓶束系
横板葺	一軒	一軒	1.35	1.75	工字組系	角柱	角柱	なし	なし	出三斗	なし	梁***束立て
流板葺*	一軒	一軒	5.65	5.33	井桁組	円柱	円柱	平三斗	本蓐股	平三斗	本蓐股	虹梁板蓐股
流板葺*	一軒	一軒	5.65	5.33	井桁組	円柱	円柱	平三斗	本蓐股	平三斗	本蓐股	虹梁大瓶束
檜皮葺*	二軒	二軒	2.69	3.38	井桁組	円柱	角柱	連三斗	なし	連三斗	なし	虹梁大瓶束
本柿葺	二軒	一軒	1.56	2.07	井桁組	円柱	円柱	舟肘木	なし	出三斗	斗	虹梁本蓐股
本柿葺	一軒	一軒	1.90	2.25	井桁組	円柱	円柱	舟肘木	平三斗	出三斗	斗	虹梁板蓐股
本柿葺	一軒	一軒	1.90	2.25	井桁組	円柱	円柱	舟肘木	平三斗	出三斗	斗	虹梁大瓶束
本柿葺	一軒	一軒	1.90	2.25	井桁組	円柱	円柱	舟肘木	平三斗	出三斗	斗	虹梁大瓶束
流柿葺	一軒	一軒	1.64	1.82	井桁組	角柱	角柱	舟肘木	なし	舟肘木	なし	虹梁大瓶束
流柿葺	一軒	一軒	1.86	1.64	口字組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	梁***束立て
流柿葺	一軒	一軒	1.86	1.64	口字組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	梁***束立て
流柿葺	一軒	一軒	1.87	1.62	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	梁***束立て系
横板葺	垂木なし	垂木なし	1.65	1.28	工字組系	板組	角柱	舟肘木	なし	舟肘木	なし	なし****
横板葺	一軒	一軒	1.57	1.05	なし	円柱	-	変形連三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束
流板葺	一軒	垂木なし	1.13	1.35	口字組	円柱	角柱	平三斗	なし	平三斗	なし	梁***大瓶束
本柿葺	二軒	二軒	(1.5)**	(1.5)**	井桁組	円柱	-	出三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束系
本柿葺	二軒	二軒	(1.5)**	(1.5)**	井桁組	円柱	-	出三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束系
本柿葺	二軒	二軒	(1.5)**	(1.5)**	井桁組	円柱	-	出三斗	本蓐股	-	-	虹梁大瓶束系

**** 妻飾を作らず妻壁を開放する。

屋根	正面軒	背面軒	桁行(尺)	梁間(尺)	土居桁	身舎柱	庇柱	身舎組物	身舎中備	庇組物	庇中備	妻飾
本柿葺*	二軒	二軒	5.20	3.76	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	5.20	3.76	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	4.71	3.61	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	4.71	3.61	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	3.50	2.07	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	3.50	2.07	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	4.42	3.20	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	3.30	2.91	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	3.30	2.91	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	3.30	2.91	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**
本柿葺*	二軒	二軒	3.00	2.53	井桁組	角柱	-	舟肘木	なし	-	-	虹梁冢扱首**

表1 安芸国の中世神社玉殿

名称	所在地	建築年代	桁行間数	梁間数	形式
今田八幡神社	山県郡北広島町今田五二〇	元亨四年(1324)	3	2	切妻造平入
佐々井厳島神社第一殿	安芸高田市八千代町佐々井四一一	十四世紀前期	1	1	切妻造平入
佐々井厳島神社第二殿	安芸高田市八千代町佐々井四一一	十四世紀後期	1	2	切妻造平入
佐々井厳島神社第三殿	安芸高田市八千代町佐々井四一一	文安二年(1445)	1	2	切妻造平入
佐々井厳島神社第四殿	安芸高田市八千代町佐々井四一一	十五世紀前期	1	2	切妻造平入
佐々井厳島神社第五殿	安芸高田市八千代町佐々井四一一	文和二年(1353)	3	2	切妻造平入
堀八幡神社	山県郡安芸太田町下殿河内一二	永享十一年(1439)	3	2	流造
厳島神社撰社大元神社中央殿	廿日市市宮島町一〇	嘉吉三年(1443)	1	2	流造
厳島神社撰社大元神社左殿	廿日市市宮島町一〇	嘉吉三年(1443)	1	2	流造
厳島神社撰社大元神社右殿	廿日市市宮島町一〇	嘉吉三年(1443)	1	2	流造
桂浜神社中央殿	呉市倉橋町四二三	明応九年(1500)	1	2	流造
桂浜神社左殿	呉市倉橋町四二三	明応九年(1500)	1	2	流造
桂浜神社右殿	呉市倉橋町四二三	明応九年(1500)	1	2	流造
常磐神社第一殿	安芸高田市八千代町勝田五一七	天文年間(1532-55)	1	2	流造
常磐神社第三殿	安芸高田市八千代町勝田五一七	天文年間(1532-55)	1	2	流造
常磐神社第四殿	安芸高田市八千代町勝田五一七	天文年間(1532-55)	1	2	流造
新宮神社	東広島市高屋町宮領四七〇	天文年間(1532-55)	1	2	流造
厳島神社末社左門客神社	廿日市市宮島町一の一	十六世紀中期	1	2	流造
厳島神社末社右門客神社	廿日市市宮島町一の一	十六世紀中期	1	2	流造
厳島神社撰社天神社	廿日市市宮島町一の一	弘治二年(1556)	1	2	流造
速田神社	廿日市市吉和三八九三	十六世紀中期	1	2	流造
宮崎神社中央殿	安芸高田市吉田町相合二六一	永禄十一年(1568)	1	2	流造
宮崎神社左殿	安芸高田市吉田町相合二六一	永禄十一年(1568)	1	2	流造
宮崎神社右殿	安芸高田市吉田町相合二六一	永禄十一年(1568)	1	2	流造
新宮神社	安芸高田市吉田町高野五九一	十六世紀後期	1	2	流造
清神社中央殿	安芸高田市吉田町吉田四七六	十六世紀後期	1	1	切妻造平入
清神社左殿	安芸高田市吉田町吉田四七六	十六世紀後期	1	1	切妻造平入
清神社右殿	安芸高田市吉田町吉田四七六	十六世紀後期	1	1	切妻造平入
中山神社右殿	安芸高田市吉田町桂九四	十六世紀後期	1	2	流造
額部八幡神社	山県郡北広島町南方六八六の二	十六世紀後期	1	1	切妻造平入
市場黄幡社	安芸高田市吉田町多治比	十六世紀後期	1	2	流造
龜山神社第一殿	安芸高田市八千代町下根一〇九二の一	十六世紀後期	1	1	切妻造平入
龜山神社第二殿	安芸高田市八千代町下根一〇九二の一	十六世紀後期	1	1	切妻造平入
龜山神社第三殿	安芸高田市八千代町下根一〇九二の一	十六世紀後期	1	1	切妻造平入

* 後世の葺き替えであることを示す。 ** 実測はできなかったので、概数値を示しておく。 *** 虹梁形としない陸梁を示す。

表2 厳島神社撰社地御前神社(厳島神社外宮)玉殿

名称	所在地	建築年代	桁行間数	梁間数	形式
地御前神社大宮玉殿第一殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	3(1)	1	切妻造平入
地御前神社大宮玉殿第二殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	3(1)	1	切妻造平入
地御前神社大宮玉殿第三殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	3(1)	1	切妻造平入
地御前神社大宮玉殿第四殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	3(1)	1	切妻造平入
地御前神社大宮玉殿第五殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入
地御前神社大宮玉殿第六殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入
地御前神社客人宮玉殿第一殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入
地御前神社客人宮玉殿第二殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入
地御前神社客人宮玉殿第三殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入
地御前神社客人宮玉殿第四殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入
地御前神社客人宮玉殿第五殿	廿日市市地御前南町一五〇六	宝暦十年(1760)	1	1	切妻造平入

* 檜皮の軒付の上に柿板を葺く。 ** わずかに上部を虹梁形とする。

佐々井巖島神社玉殿は、五基ともに造立年代（第一殿が特に十四世紀前期と古い）の古さや、屋根を切妻造とし、正面二軒、背面一軒とすること、一木造出の多用や、⁽¹⁸⁾大面取の土居桁、連三斗など多くの点に注目される。

三、堀八幡神社玉殿（山県郡安芸太田町下殿河内）

堀八幡神社は長和四年（一〇一五）豊前国宇佐八幡宮より勧請と伝わる。古くから太田川流域地区（山県郡安芸太田町）の有力神社で、社領三十六石を有したと伝える。『芸藩通志』⁽¹⁹⁾によると永享十一年（一四三九）に本殿を再建している。再建時の本幕股や糞束などは、現在の本殿正面に転用され現存する。正徳五年（一七一五）再建⁽²⁰⁾の現在の本殿は三間社流造であり、身舎を内陣とし、その後半部中央に低い祭壇を置く。祭壇には近代の簡易的な台座を置き、玉殿を設置する。内陣と祭壇の間には柱を立てず、一室として開放している。

玉殿は、桁行三間（側柱真々四尺八寸三分）、梁間二間（側柱真々二尺五寸二分）、流見世棚造の流柿葺⁽²¹⁾である。総高は三尺九寸五分である。建築様式上、十五世紀中期のものであり、永享十一年の本殿再建と同時に造立されたと考えられる。桁行は三間に等分割し、土居⁽²²⁾桁上に身舎、庇とも角柱を立てて並べる。庇は見世棚とする。組物はなく、庇、身舎とも柱で直接桁を受ける。妻面は角の陸梁に角の束を立てる。正面、背面とも一軒で、屋根は長い柿板を軒先まで継がず押棧で留めた流柿葺とする。背面の軒や屋根は桁からわずかのところ⁽²³⁾で近年切除している。身舎正面の半長押、扉、方立、脇板壁は近年の取り替え材である。

堀八幡神社玉殿は、永享十一年という造立年代の古さや、大型の玉殿で床高が低く、身舎、庇ともに角柱を用い、屋根を流柿葺としているなど多くの点に注目される。

四、巖島神社撰社大元神社玉殿（廿日市市宮島町）

大元神社は巖島の地主神とされ、創祀は巖島神社よりも古いとも伝えらる。嘉吉三年（一四四三）建立⁽²³⁾の現在の本殿は三間社流造で内陣後方一間を祭壇とする。玉殿は三基とも建築様式上、十五世紀中期のものであり、左殿と右殿背面の墨書銘⁽²⁴⁾の嘉吉三年造立と考えられる。

中央殿は桁行一間（側柱真々一尺六寸一分）、梁間二間（側柱真々二尺二寸一分）、流見世棚造の本柿葺である。総高は四尺六寸一分である。土居桁上に身舎、庇とも角柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇に出三斗、身舎に平三斗を用いる。庇中備に本幕股を乗せる。妻面には虹梁を渡す。正面、背面ともに一軒の繁垂木とし、屋根は比較的小さい柿板の本柿葺とする。

左殿および右殿は桁行一間（側柱真々一尺六寸三分）、梁間二間（側柱真々一尺八寸一分）、流見世棚造の本柿葺である。総高は四尺九分である。土居桁上に身舎、庇とも角柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は身舎、庇とも桁から一木造出の舟肘木とする。棟木も同様である。妻面は虹梁にわずかに開いた揆束を立てる。正面、背面ともに一軒とし、屋根は比較的小さい柿板の本柿葺とする。

大元神社玉殿は、嘉吉三年という造立年代の古さや、流造とすること、身舎、庇ともに角柱を用ること、中央殿に三斗組、左右殿に舟肘木としており異なることなど多くの点に注目される。

五、桂浜神社玉殿（呉市倉橋町）

旧称を八幡宮とし、天喜年間（一〇五三―一〇五八）に塩竈左衛門佐勝信が社領を寄進したと伝え、また平家追討の源氏方長門国詰の軍勢が帰途に立ち寄り参詣したとする。現在の本殿は、明応九年（一五〇〇）に屋根を茅葺として暫定的に再建し、⁽²⁵⁾永正十一年（一五二四）に屋根を柿葺

に改修して完成したとされている。⁽²⁶⁾三基の玉殿は建築様式上、十五世紀のものであり、明応九年の本殿再建時に同時の造立と考えられる。⁽²⁷⁾

中央殿は桁行一間（側柱真々一尺二寸九分）、梁間二間（側柱真々一尺六寸六分）、流見世棚造の直柿葺である。⁽²⁸⁾総高は三尺一寸一分である。

土居桁はなく直に角柱を身舎、庇ともに立てる。庇は見世棚とする。組物は身舎、庇とも舟肘木とする。背面の舟肘木は虻羽のみ桁下の肘木を彫り出した一木造出とする。妻面には虹梁に角の束を立てる。正面、背面ともに垂木を用いず、長柿板を押棧で直に桁に留めた直柿葺とする。

左殿および右殿は、同形同大であり、中央殿よりやや小さい桁行一間（側柱真々一尺一寸七分）、梁間二間（側柱真々一尺五寸五分）、流見世棚造の直柿葺である。総高は二尺七寸五分である。

柱、見世棚など中央殿と同様である。庇、身舎に組物はなく柱で直接桁を受ける。妻面は虹梁がなく妻壁で塞ぐ。屋根葺技法などは中央殿と同様の直柿葺である。

桂浜神社玉殿は、小型の玉殿で、身舎、庇ともに角柱を用ること、舟肘木とすること、屋根を直柿葺とすることなどの点に注目される。

六、常磐神社玉殿（安芸高田市八千代町勝田）

常磐神社は、明治十六年（一八三三）に旧勝田村内の八幡神社と新宮神社の二社を合祀した神社である。現在の本殿祭壇上の四基の玉殿のうち、三基（第一、三、四殿）は建築様式上、十六世紀中期のものであるので、⁽²⁹⁾旧八幡神社の天文年間の本殿再建と同時に造立されたと考えられる。

第一殿（中央殿）は、桁行一間（側柱真々一尺二寸六分）、梁間二間（側柱真々一尺四寸三分）、流見世棚造の段柿葺とする。⁽³⁰⁾総高は三尺五寸九分である。

工字形に組んだ土居桁上に、庇は角柱、身舎は円柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇に連三斗とし、斗・通実肘木・桁の一木造出とす

る。身舎は桁より一木造出とした舟肘木とする。妻面には角の陸梁に角の束を立てる。正面、背面ともに一軒とし、屋根は中程で段を付けて重ねいだ段柿葺とする。

第三殿と第四殿（左、右殿）は、桁行一間（側柱真々一尺一寸八分）、梁間二間（側柱真々一尺二寸八分）、流見世棚造の直柿葺とする。総高は二尺八寸である。

左右の出をなくした土居桁上に庇、身舎とも角柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇に連三斗を用い、通実肘木・桁の一木造出を乗せる。身舎は桁より一木造出とした舟肘木とする。妻面には虹梁に角の束を立てる。正面、背面ともに垂木を用いず、屋根は柿板を押棧で直に桁に留めた直柿葺とする。

常磐神社玉殿は、一木造出や、第一殿と第三殿、第四殿で柱の使い方や段柿葺、直柿葺の違いがあるなどの点に注目される。

七、新宮神社玉殿（東広島市高屋町宮領）

現在の本殿の裏股および実肘木、手挟、海老虹梁は、古材の転用であり、旧本殿は天文年間（一五三二―一五五）に再建されていることが分かる。

玉殿は、桁行一間（柱真々一尺三寸五分）、梁間二間（柱真々一尺七寸五分）で、流見世棚造の横板葺とする。⁽³¹⁾総高は三尺四寸である。建築様式上、十六世紀中期のものであり、天文年間の本殿再建と同時に造立されたと考えられる。

前後の出をなくした土居桁上に身舎、庇とも角柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇に出三斗とし、身舎にはない。妻面は角の陸梁に角の束を立てる。正面、背面ともに一軒とし、屋根は比較的薄い板の横板葺とする。

新宮神社玉殿は、庇、身舎とも角柱とすること、屋根を薄い横板葺とするなどの点に注目される。

八、厳島神社末社左門客神社および右門客神社玉殿

(廿日市市宮島町)

現在の玉殿の覆屋（拜殿）は、桁行二間（正面通し一間）、梁間二間、切妻造平入で、海上に建ち、手前に繋がる平舞台と同高に床を張り、玉殿を安置する。左右の門客神社の玉殿は、桁行一間（側柱真々五尺六寸五分）、梁間二間（側柱真々五尺三寸三分）、流見世棚造の板葺とする。総高は八尺三寸である。いずれも建築様式上、天文年間（一五三二―五五）のものである。土居桁上に身舎、庇とも円柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇、身舎ともに平三斗とする。庇と身舎正面の中備に本墓股を乗せる。妻飾は左門客神社では虹梁板墓股式とし、右門客神社では虹梁大瓶束式とする。正面、背面ともに一軒の繁垂木とし、屋根は薄い挽板材を流れの方向に重ねて葺いた板葺であるが、屋根材は平成の取り替え材である。近世の『厳島図会』によると、屋根は本柿葺あるいは檜皮葺状に描かれており、当初の形式は定かではない。左右の門客神社は、波や風などの被害を頻繁に受けており、当初材が残るものの多くの取り替え材が含まれている。

九、厳島神社摂社天神社玉殿（廿日市市宮島町）

天神社は、厳島神社本社と同様に海上に建つ。弘治二年（一五五六）建立の現在の本殿は、桁行三間、梁間三間、入母屋造妻入で、その後方下屋（桁行一間、梁間二間）中央の低い置き祭壇上に玉殿を安置する。本殿は、本来は連歌堂で一種の拜殿的役割を持ち、玉殿は実質的には連歌堂の鎮守社としての本殿的役割を持つと考えられる。

玉殿は、桁行一間（側柱真々二尺六寸九分）、梁間二間（側柱真々三尺三寸八分）、流見世棚造の檜皮葺とする。総高は六尺八寸二分である。

建築様式上、十六世紀中期のものであり、棟札にある弘治二年の造立と考えられる。土居桁上に庇は角柱、身舎は円柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇、身舎ともに連三斗とする。妻飾は虹梁大瓶束式とする。正面、背面ともに二軒の繁垂木とし、屋根は軒反りを付け、箕甲を付けた檜皮葺とする。以上の部材には当初材が多く残るものの、取り替え材が含まれている。

天神社玉殿は、安置形態や柱の使い方、檜皮葺の屋根などの点に注目される。

十、速田神社玉殿（廿日市市吉和）

創祀年代は不詳であるが、佐伯郡上平良村の速田神社（現、廿日市市上平良の速谷神社）より勧請したと伝える。⁽³⁴⁾玉殿は、桁行一間、梁間二間（側柱真々二尺七分）、流見世棚造の本柿葺とする。総高は四尺二寸六分である。建築様式上、十六世紀中期のものである。

土居桁上に身舎、庇とも円柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇に一木造出の出三斗、身舎は舟肘木を桁下に一木造出とする。中備は大斗とする。妻飾は妻壁から本墓股を一木造出した虹梁本墓股式とする。正面二軒、背面一軒の繁垂木とし、屋根は比較的大きい柿板を用いた本柿葺とする。

速田神社玉殿は、庇の円柱や正面二軒、背面一軒とすること、一木造出の使用などの点に注目される。⁽³⁵⁾

十一、宮崎神社玉殿（安芸高田市吉田町相合）

玉殿は、三基とも同形同大で、桁行一間（側柱真々一尺九寸）、梁間二間（側柱真々二尺六寸）、流見世棚造の本柿葺とする。総高は三尺七寸六分である。いずれも建築様式上、十六世紀後期のものであり、永祿十一年（一五六八）再建本殿と同時に造立されたと考えられる。土居桁

上に身舎、庇ともに円柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は、庇に一木造出の平三斗を用いる。身舎は舟肘木を桁下に一木造出とする。庇中備に実肘木を乗せた斗を置く。妻面には虹梁を渡し、中央殿では板幕股を妻壁から一木造出として虹梁板幕股式とし、左殿、右殿では大瓶束を立てて虹梁大瓶束式の妻飾とする。正面、背面ともに一軒の繁垂木とし、屋根は比較的大きい柿板を用いた本柿葺とする。

宮崎神社玉殿は、本殿の形式をよく取り込んだ玉殿の典型例であり、庇の円柱や一木造出の技法などの点に注目される。

十二、新宮神社玉殿（安芸高田市吉田町高野）

玉殿は、桁行一間（側柱真々一尺六寸四分）、梁間二間（側柱真々一尺八寸二分）、流見世棚造の流柿葺とする。総高は三尺四寸二分である。建築様式上、十六世紀後期のものである。土居桁上に身舎、庇ともに角柱を立てる。庇は見世棚とし、側面には剣頭棚を設ける。組物は庇、身舎ともに舟肘木を桁下に一木造出とする。妻面は虹梁に束を立てる。正面、背面ともに一軒とし、屋根は長い柿板を軒先まで継がず押棧で留めた流柿葺とする。

新宮神社玉殿は、本殿の形式をよく取り込んだ玉殿の典型例であり、屋根の流柿葺や、角柱の使用、一木造出などの点に注目される。

十三、清神社玉殿（安芸高田市吉田町吉田）

清神社は祇園社もしくは崇道祇園社と称されていた。『日本書紀』の一書から八岐大蛇退治はこの地と伝えられ、安芸国内陸部では随一の古社である。鎌倉時代の正中二年（一三二五）の棟札⁽³⁷⁾もある。以下、康永三年（一三四四）、応永七年（一四〇〇）、文明十一年（一四七九）、明応三年（一四九四）、同九年、永正七年（一五一〇）、大永二年（一五二二）、天文二年（一五三三）、同十七年、永祿十一年（一五六八）、天正十一年

（一五八三）、文祿五年（一五九六）の中世棟札がある。毛利氏の崇敬が厚く、代々大檀那となっており、『芸藩通志』にも一部記述がある⁽³⁸⁾。元祿七年（一六九四）再建の現在の本殿は、桁行五間、梁間三間、入母屋造平入で後方二間を内陣とし、その内陣後方の祭壇上に玉殿を安置している。

中央殿と左殿は、桁行一間（側柱真々一尺八寸六分）、梁間一間（側柱真々一尺六寸四分）で、切妻造平入の流柿葺とする。総高は四尺二寸二分である。建築様式上、十六世紀末期のものと考えられる。角柱を直に立て、土居桁状の地長押を打つ。組物は舟肘木を桁下に一木造出とする。妻面は陸梁に束を立てる。正面、背面ともに一軒とし、屋根は長い柿板を軒先まで継がず押棧で留めた流柿葺とする。右殿も土居桁など若干異なる点があるが、ほぼ同じ構造とする。

清神社玉殿は、切妻造で見世棚造としないことや、角柱を用い、舟肘木を乗せることなどの点に注目される⁽³⁹⁾。

十四、中山神社玉殿右殿（安芸高田市吉田町桂）

本殿祭壇上に並べられた三基の玉殿のうち、右殿は建築様式上、十六世紀末期のものと考えられる。明治に合祀され移入した可能性が高い。その右殿は桁行一間（側柱真々一尺六寸五分）、梁間二間（側柱真々一尺二寸八分）、流見世棚造の横板葺とする。総高は三尺一寸三分である。四方の出をなくした土居桁上に庇は角柱を立て、身舎は長方形断面の板を組み合わせた柱を立てる。庇は見世棚とする。組物は庇にあまり整形していない舟肘木、身舎は通実肘木状の部材を正面のみに乗せる。妻面に梁などは渡さず、桁より上の部分は開放とする。正面、背面ともに垂木はなく、破風板間に渡るように軒先と平行に板を葺いた横板葺とする。中山神社玉殿右殿は、角柱および細長板を組み合わせた柱や、屋根の横板葺など簡略的な意匠に注目される。

十五、額田部八幡神社玉殿（山県郡北広島町南方）

玉殿は、桁行一間（側柱真々一尺五寸七分）、梁間一間（側柱真々一尺五分）、切妻造平入の横板葺とする。総高は三尺九寸一分である。建築様式上、十六世紀末期のものと考えられる。土居桁を用いず直に凹柱を立てる。柱に腕木を貫通させ、廻縁状に擬宝珠高欄、脇障子とした供物台を張り出す。組物は出三斗の上に巻斗を五個並べた長い杵肘木組を重ねた異例の形式のものとする。中備は三斗組を乗せた本幕股とする。妻飾は虹梁大瓶束式とする。正面、背面ともに一軒の繁垂木とし、屋根は横板葺で屋根葺材は近代の取り替え材である。

額田部八幡神社玉殿は、廻縁状の供物台や、特殊な組物などの点に注目される。

十六、市場黄幡社玉殿（安芸高田市吉田町多治比）

一般的に黄幡社は神社の境内や辻などに祀られた小祠で、市場黄幡社もその例である。大正頃に建てられた社殿の後方の狭い一間を祭壇とする。玉殿は、桁行一間（側柱真々一尺一寸三分）、梁間二間（側柱真々一尺三寸五分）、流造の流板葺とする。総高は二尺三寸である。建築様式上、十六世紀末期のものと同断される。四方の出のない土居桁に、庇は八角柱に近い角柱を立て、身舎は凹柱を立てる。組物は庇、身舎ともに平三斗とし、身舎背面の組物は省略し大斗肘木とする。妻面は角の陸梁に大瓶束を立てる。正面、背面ともに一軒とし、屋根は身舎桁の位置で折れ曲がった流板葺とする。

市場黄幡社玉殿は、小祠に安置された唯一の中世の例で庇や屋根等の簡略的な意匠などの点に注目される。

十七、亀山神社玉殿（安芸高田市八千代町下根）

玉殿は第一、二、三殿の三基あり、いずれも桁行一間（側柱真々約一尺五寸）、梁間一間（側柱真々約一尺五寸）、切妻造平入の本柿葺の同型とする。総高は約四尺である。⁽⁴⁰⁾ 建築様式上、十六世紀末期のものと考えられる。土居桁を組み、交点には尖頭の短角柱を立てる。神輿の台座状に張り出した供物台を備え、供物台の上に出た四隅の短角柱間は剣頭柵とし、その中央に台輪鳥居を立てる。組物は出三斗で、中備に正面は本幕股、側面は平三斗を置く。妻飾は虹梁大瓶束式とする。正面、背面ともに二軒の繁垂木とし、屋根は比較的大きい柿板の本柿葺とする。

亀山神社玉殿は、切妻造とすることや、台座、鳥居、剣頭柵等の神輿の影響などの点に注目される。

以上、三十四基の玉殿の特色を見てきた。特色の中には個々に特有のものもあるが、共通するものも見受けられる。それらについて考察を行う前に、玉殿安置の先駆けとなった厳島神社の玉殿について、次節で見えていくことにする。

③ 厳島神社玉殿

厳島神社においては、外宮である地御前神社玉殿十一基が厳島神社の主要本殿内における現存最古のものであり、それら玉殿を表2に挙げ⁽⁴¹⁾る。また、玉殿の特色について簡単に纏めておく。⁽⁴²⁾ なお、本節に示す部材はすべて当初材である。

次に、厳島神社玉殿については、現存例以外にも文献上で仁治度の玉殿について記されたものがあるので、それら史料について、玉殿の特色が知れる部分について纏めておく。⁽⁴³⁾

一、地御前神社玉殿

現在、巖島神社外宮である地御前神社には、大宮本殿内に六基、客人宮本殿内に五基の玉殿を安置している。すべての玉殿は社蔵棟札により、宝暦十年（一七六〇）の再造である。六基の大宮玉殿は三種類あり、最大の第一、二殿を中央に、次に大きい第三、四殿をその両脇とし、これらより小さい第五、六殿を両端に配置する。五基的客人宮玉殿も三種類あり、右端（向かって左）に大宮本殿の両端の玉殿より少し大きい第一殿を置き、中央にそれより小さい第二、三、四殿を並べ、左端には最も小さい第五殿を配置する。

大宮玉殿六基のうち第一、二、三、四殿は、桁行三間、梁間一間、第五、六殿および客人宮玉殿五基は桁行一間、梁間一間であり、すべて切妻造の平入の柿葺とする。各玉殿の寸法は、大宮玉殿第一、二殿は、桁行（側柱真々五尺二寸）、梁間（側柱真々三尺七寸六分）、総高は六尺三寸七分、大宮玉殿第三、四殿は、桁行（側柱真々四尺七寸一分）、梁間（側柱真々三尺六寸一分）、総高六尺三寸、大宮玉殿第五、六殿は、桁行（側柱真々三尺五寸）、梁間（側柱真々二尺七分）、総高五尺四寸、客人宮玉殿第一殿は、桁行（側柱真々四尺四寸二分）、梁間（側柱真々三尺二寸）、総高五尺九寸三分、客人宮玉殿第二、三、四殿は、桁行（側柱真々三尺三寸）、梁間（側柱真々二尺九寸一分）、総高五尺七寸八分、客人宮玉殿第五殿は、桁行（側柱真々三尺）、梁間（側柱真々二尺五寸三分）、総高五尺四寸八分である。

大宮玉殿第一、二、三、四殿は、角柱を立て並べる。それらは正面だけを三間（ただし、正面の中央柱二本は桁まで達さず内法長押まで）とし、背面は通し一間とする。大宮玉殿第五、六殿、客人宮玉殿第一、二、三、四、五殿は正面、背面ともに一間とする。井桁に組んだ土居桁に接して半長押を打ち、内部に板敷きの床を張る。組物は舟肘木を桁行、梁間双方に交差させて置く。妻面は虹梁を渡し、揆束状に下部が開いた束の冢扱首の妻飾とする。正面、背面ともに二軒の繁垂木とし、屋根は

軒付を檜皮で積み上げ、比較的小さい柿板の本柿葺とする。

巖島神社外宮の玉殿は、内陣床に直に安置されること、大型の玉殿で床高が低く、切妻造で見世棚造としないこと、角柱を用い、柱が比例的に細いこと、舟肘木とすること、屋根を檜皮の軒付とした上に本柿葺とすることなどの様々な特色が認められる。

二、文献にみる巖島神社玉殿

永禄十二年（一五六九）の「巖島社宮殿造管材木注文」⁽⁴⁵⁾（以下、「造管材木注文」という）には、

一中之御前おもてのま 五尺六寸五分

うしろへ四尺七寸 柱ハ二寸六分 地ふく四寸

たる木三拾三丁 はふハ此外之二社分

一脇之社二社おもてのま 五尺一寸五分

うしろへ四尺五寸五分 垂木三拾壹丁

はふハ此也

一又脇之二社おもてのま 四尺五寸

うしろへ三尺三分 たる木廿四丁

はふハ此外之

一むね之たかさけたの下はより、又なけしの下はまで一尺八寸八分

一軒の出は一尺三寸 四社同前

一二社之軒出は一尺二寸也

永禄十二年十二月廿六日

とあり、仁治二年（一二四一）再建時の巖島神社（以下、仁治再造巖島神社という）本社玉殿の寸法を記したものである。

この史料から本社玉殿六基について、第一、二殿は正面五尺六寸五分、奥行四尺七寸、第三、四殿は正面五尺一寸五分、奥行四尺五寸五分、第五、六殿は正面四尺五寸、奥行三尺三分であることが分かる。

嘉禎三年（一二三七）の「造伊都岐島社内宮御玉殿莊嚴調度用途等注進状案」⁽⁴⁶⁾（以下、「調度注進状案」という）には、

一 御玉殿十一所御莊嚴具 准万二千八百九疋

（中略）

金銅金物千七百五十三枚 准五千三百四十八疋

御簾金物二百九十七枚 代千二百九十八疋

（内訳略）

垂木木尻金物八百七十九枚 代八百七十九疋

（以下略）

とあり、内宮の玉殿十一基の飾金具等の員数等を記した部分がある。

この史料からは、垂木の飾金具の員数より、垂木の総数が二や四の倍数でなく、三の倍数であることが分かる。

また、近世頃の写しの古図二葉（以下、「内宮大宮図」⁽⁴⁷⁾ および「内宮客人宮図」⁽⁴⁸⁾ とする）のうち、文字の書き込みがある「内宮客人宮図」には、

□□四尺三寸

御玉殿四方式尺九寸五ふ

／ 笏式尺六寸五ふ

および、

太郎坊 面八四尺二寸三分

とあり、撰社客神社玉殿の寸法が記されている。

前者より、客神社本殿内の中央に配された第二、三、四殿は正面二尺九寸五分、第五殿は、正面二尺六寸五分であることが分かる。また、客神社で一番大きい玉殿の第一殿は、後者の「太郎坊」にふさわしく、正面四尺二寸三分と解することができる⁽⁴⁹⁾。

なお、慶安三年（一六五〇）の「安芸国厳島社間敷御目録」⁽⁵⁰⁾には、本社本殿について「玉殿六社 面七尺」、撰社客神社について「玉殿五社 面五尺」とあるが、玉殿の概略寸法を記しただけであると考えられ

る。⁽⁵¹⁾

以上、二、三節において安芸国の玉殿安置の先駆けとなった厳島神社玉殿と現存する三十四基の玉殿について特色を述べてきた。次節では、それら安芸国の玉殿の建築的特色について論ずることとする。

④ 安芸国の玉殿の建築的特色

筆者の実地調査で確認された安芸国の中世の玉殿には、その規模形式や細部意匠などにおいて建築特色に相違を認めることができる。まず、それらの建築的特色についてまとめ、その相違が持つ意味について詳しく考察を行う。

一、大型玉殿と小型玉殿

玉殿は本殿内に安置されるので、一般的な神社建築よりははるかに小型である⁽⁵²⁾。その中で、中世の玉殿の現存例を見てみると、元亨四年（一二三四）の今田八幡神社玉殿は桁行三尺九寸であり、永享十一年（一四三九）の堀八幡神社玉殿は四尺八寸三分である。他の中世の玉殿の多くが二尺以下であるので、玉殿としては特別に大型である。また、厳島神社外宮地御前神社の宝暦十年（一七六〇）の玉殿十一基は、最大のもので桁行寸法が五尺二寸、最小のものでも三尺であるので、玉殿としては破格の大型玉殿ということになる。また、仁治二年（一二四一）再建当時の厳島神社（内宮）の玉殿については、「造管材木注文」により、本社は正面寸法が五尺六寸五分から四尺五寸であるので、こちらも破格の大型玉殿である。それらには及ばないものの、鎌倉時代末期十四世紀前期から文安二年（一四四五）までの佐々井厳島神社の玉殿群も三尺三寸から二尺五寸四分であり、それより後世の中世の玉殿よりも大型であ

ると言える。したがって、十五世紀中期までの古い時期において玉殿を大型とするのは定型であったと判断できる。

大型玉殿が残る神社を見ると、堀八幡神社は太田川流域地区（山県郡安芸太田町）の総鎮守社と伝えられ、また、佐々井厳島神社は五間社という破格に巨大な本殿（現拝殿）を有し、厳島神社の社領地の鎮守社であるなど、いずれも古くからの有力神社となっている。したがって、古い時期の玉殿が大型である理由としては、本殿を大きく建てることのできる有力神社から玉殿安置が進んだと指摘できる。今田八幡神社については、必ずしも有力神社であったとは言えないが、その玉殿の古さやその地方色から判断すると、当時所在した他の有力神社の玉殿造立に加わった番匠の一人が、今田八幡神社玉殿の造立大工になったため、その有力神社の玉殿を手本とした可能性があり、必然的に大型となったと考えられる。

十六世紀以降ると、玉殿安置が一般神社へ普及する過程で本殿の規模に合わせて、小型化が進み、定型化されていったものと考えられる。嘉吉三年（一四四三）の厳島神社撰社大元神社玉殿三基は、中央殿で桁行一尺六寸一分で、桁行が二尺を切る初例であるが、総高が四尺六寸一分で三基とも四尺を超え、それより後世の玉殿より高いので、小型化する過渡期的ものと判断できる。なお、天文年間（一五三二―一五五）の厳島神社末社左門客神社、右門客神社の玉殿については著しく大型であるが、実質的には本殿であるので、他の玉殿とは区別する必要がある。

二、切妻造と流造

安芸国は流造の神社本殿が多く分布する地域で、現存する中世神社本殿はすべて流造である。一宮である厳島神社本殿は、庇を背面にも付けた両流造であり、地御前神社本殿は、それから再び背面庇を省略した流造である。⁵³⁾

一方、現存する中世の玉殿では、十四世紀前期から文安二年までの佐々井厳島神社玉殿五基が切妻造であり、元亨四年の今田八幡神社玉殿も切妻造である。また、現存する地御前神社玉殿も十一基ともに切妻造である。したがって、古い時期の玉殿については、切妻造の形式が定型であったと考えられる。

ところで、十六世紀末期の清神社玉殿三基は切妻造としている。清神社は鎌倉時代末期の正中二年（一三二五）の棟札を有するなど、古くからその存在が確認される、吉田庄（現、安芸高田市吉田町）の総鎮守社である。一般的に神社建築は再建時においても古い形式を踏襲する傾向があり、こうした有力神社においては、特にその傾向が強く、古制を残している可能性が高い。また、前身の玉殿に倣った可能性もある。したがって、この例からも切妻造の形式は古制を伝えるものであると言える。

古い玉殿が切妻造である理由は、玉殿自体には本殿のように拝札や供饌をする場所を設ける必要がなく、玉殿の本来の機能である神座だけとすべきものであったためと考えられる。後の十六世紀になると本殿同様の流造とする玉殿が主流となるが、これは、拝礼の形式が変化して、玉殿自体に供物を置く場所（見世棚）が必要となったためと考えられる（詳しくは後述）。

なお、十六世紀末期の亀山神社玉殿三基は切妻造であるが、古式を伝えるものではなく、神輿の形式⁵⁴⁾を随所に取り入れた新しい形式の玉殿であると考えられる。

また、切妻造の佐々井厳島神社玉殿五基は、一番古い第一殿だけが梁間一間で、後の四基が梁間二間である。今田八幡神社玉殿は、復元すると梁間二間となるが、その梁間中央柱は径一寸一分であって、他の柱が一寸五分であるのに対して細く、さらに外側に付け足されただけの半柱であるので、構造的には梁間は一間であるとしてよい。また、地御前神社玉殿十一基も梁間一間としている。したがって、切妻造の玉殿では梁

間一間であることについても古制とすることができ。流造の玉殿の梁間は身舎と庇の二間となるが、これについては見世棚造との関連性もある。

三、見世棚の有無

現存する中世の玉殿で見世棚を設けないものには、元亨四年の今田八幡神社玉殿がある。また、十六世紀末期の清神社玉殿三基も見世棚造としていない。清神社は前述したとおり古くからの有力神社であるので、古式を保っているものと考えられる。地御前神社玉殿においても十一基ともに見世棚造としていない。したがってこれらの例より、見世棚造としない形式は古制を伝えるものであると判断できる。

玉殿は本来は神座であるので、供物は離して置くべきものであり、玉殿に直接供物を置く場所、つまり見世棚は必要ない。特に厳島神社のように玉殿前方に空間的余裕があり、その前に案（神前に置く板机）を設置して供物を置く場合には見世棚は不要である。したがって、見世棚造とする必要がなかったと考えられる。

しかし、時代が下降すると、本殿内陣の前半部が祭祀のために人が着座する空間とされ、玉殿の安置が本殿内陣の後半部の祭壇上となったことで、玉殿前方に案を置く余裕がなくなった。しかしながら、供物を置く場所が必要であるので、小規模本殿の例に従って、玉殿に見世棚を設けたと考えられる。小規模本殿で見世棚造とするものでは、切妻造はほとんどなく、⁽⁵⁵⁾一般的には流造としている。したがって、玉殿についても、流見世棚造とするようになり、後に定型化したと考えられる。

四、内陣祭壇の有無

正徳五年（一七一五）に再建された堀八幡神社本殿では、桁行三間、梁間二間の内陣の後ろの壁中央部にのみ接した、置き祭壇状の低い祭

壇⁽⁵⁶⁾を設けて、玉殿を安置している。あとから本殿に取り付けられたようなこの祭壇の形式は、他の本殿には見られないので、玉殿が造立された永享十一年当時は祭壇を置かず、内陣床上に直に玉殿を安置したと考えられる。今田八幡神社本殿については、現在は祭壇上に玉殿を安置しているが、その祭壇の奥行に合わせて玉殿の後半分を切り縮めているので、玉殿造立当初から祭壇上に安置していたとは考えられない⁽⁵⁷⁾。玉殿の規模からして、造立当初は内陣の床上に直接に置かれていたと考えられる。また、地御前神社本殿は内陣に祭壇を設けておらず、床に直接、玉殿を安置している。厳島神社本殿内陣にも祭壇がなく、同様に内陣上段の床に玉殿を安置している。

内陣床上に直に玉殿を置く神社では、内陣に人が立ち入る形式となっておらず、内陣は玉殿の占有空間、つまり内陣全体が祭壇的な扱いとなっていると考えられる。そうした神社には厳島神社のような古来の有力神社が多い点に注目できる。それらの神社では早くから拝殿を備えており、俗人は拝殿において、神主は本殿外陣において拝礼や儀式を行うことが可能であった。したがって本殿内陣は神の占有空間にできるので、その内陣床全体を外陣よりやや高めてその中央に神座である玉殿を安置したものと考えられる。

それに対して、室町時代、特に十五世紀以降に創祀された比較的新しい一般神社では拝殿を備えておらず、本殿のみで祭祀が行われるので、内陣の中も祭祀に用いる必要があった。そのため、それらの本殿では内陣後半部に祭壇を設けて区画し、内陣前半部を祭祀の場、後半部を玉殿の占有空間としている。安芸国内に現存する中世の玉殿の大半は、そうした祭壇上に安置されたものである。

有力神社から一般神社に玉殿安置が普及する過程で、本殿内陣での祭祀の必要性が生じたのに伴って、内陣後半部に祭壇を設けてその上に玉殿を安置するのが定型化されていったと考えられる。したがって、本殿

内陣の床に玉殿を直に安置する形式は、祭祀を内陣で行う必要のない厳島神社のように特に有力な神社で可能な古式の形式であり、その後玉殿が普及した一般神社では、玉殿が祭壇上に安置されるようになったと考えられる。

五、高床と非高床

神社本殿は高床とするのが基本的な特徴であるが、安芸国の中世の玉殿を見てみると、元亨四年の今田八幡神社は、軒高が二尺五寸四分、床高が六寸であり、高さ比にして一対〇・二四である。一般的な神社本殿や玉殿では一対〇・三五以上であるので床高は極めて低い。また、地御前神社玉殿十一基は、床高が著しく低く、床高は土居桁の成ほどしかなく、玉殿としても異例の低さである。したがって、床高の低い形式は玉殿の初期の形を伝えるものであると考えられる。

古い玉殿が床高の低い形式を採った理由としては、前述したとおり、本殿内陣の床に直に玉殿が安置されており、本殿内陣は玉殿がほぼ占有した空間であったことが挙げられる。玉殿が占有していたとすると、人が内陣に立ち入って所作をすることは考えにくい。⁽⁵⁸⁾したがって、視覚的に玉殿を高く安置する必要がなく、玉殿の床を高くしなかったと考えられる。

一方、年代が下降して、内陣前半部で祭祀を行う必要が生じ、内陣後半部の祭壇上に玉殿を安置するようになると、玉殿は高床とする必要がある。そのことは、早い時期の例である佐々井厳島神社玉殿五基で確認できる。これらは軒高と床高の比が一対〇・三五から一対〇・四二で、高床の玉殿の初期の例である。その中で、十四世紀前期の第一殿は、他の四基と比較すると高床の採用から間もないために床高が一対〇・三五とそれほど高くなく、時代が下降するに連れて高くなる傾向を示している。これら佐々井厳島神社玉殿の例の後、十六世紀の玉殿は一部の例

⁽⁵⁹⁾外を除いて、すべて軒高と床高の比が一対〇・三五以上の高床となっている。

六、角柱と円柱

一般的に社寺建築では、角柱は略式な柱、円柱は正式な柱とされ、仁治二年再建の厳島神社の客神社本殿をはじめ、厳島神社の社殿は拝殿・祓殿・廻廊までもすべて円柱が用いられている。一方、厳島神社玉殿の柱は、外宮の地御前神社においては十一基ともに面取を施した角柱が用いられる。厳島神社では拝殿などの付属の社殿までもが円柱を用いているにもかかわらず、玉殿に角柱を用いることには意味があるはずである。

現存する中世の玉殿では、これまでの考察で古式をよく残すことが確認できた永享十一年の堀八幡神社玉殿が、柱を身舎、庇ともに面取を施した角柱としている。また、厳島神社の撰社の嘉吉三年（一四四三）の大元神社玉殿三基も角柱を用いている。したがって、古くは角柱を用いる形式が定型であったと考えられる。これは後述するように、平安時代以前の神座である御帳台の形式が残ったものと認められる。

さらに、古式が残っていると考えられる有力神社である清神社の十六世紀末期の玉殿においても角柱を用いており、明応九年（一五〇〇）の桂浜神社玉殿三基も角柱を用いている。

ところで、十四世紀前期から文安二年までの佐々井厳島神社玉殿五基はすべて円柱を用いている。佐々井厳島神社は、前述したとおり厳島神社の社領地の鎮守社であり、玉殿には角柱を用いるのが定型であることは既知と考えられるので、それにもかかわらず、意図的に円柱を用いたとすることができるとする理由としては、佐々井厳島神社は厳島神社の撰末社であるので、あえて本社と同じ形式にしなかったことが考えられる。これは、伊勢神宮における撰末社等が、伊勢神宮正殿とまったく同じとはしない、すなわち唯一神明造としないことと同じである。したがっ

て、佐々井厳島神社においては、厳島神社の門客神社や荒胡子神社の玉殿的な本殿の形式と同じく円柱としたと考えられる。今田八幡神社については、その地方色が示すとおり、正規の意味をよく知らない工匠が造ったものであるので、神社建築で正式な柱である一般的な円柱を用いた可能性が高い。

その後、天文年間の常磐神社玉殿においては、第三、四殿では身舎も庇も角柱であるが、同時に造られた第一殿では身舎柱を円柱、庇柱を角柱としている。これは屋根構造の使い分けと同じく、格式による使い分けである。したがって、この例により、十六世紀中期には、玉殿は角柱とする当初の定型が忘れ去られており、一般的な身舎を円柱、庇を角柱とする使い分けが玉殿にも採用されるようになったことが分かる。

また、屋根構造や一木造出の状況からも分かるように、十六世紀中期は中世の玉殿から近世の玉殿への過渡期であるので、十六世紀中期の新宮神社「高屋」玉殿、十六世紀後期の新宮神社「吉田」玉殿や十六世紀末期の中山神社玉殿右殿が角柱を用いるのは新しい傾向に従ったものであると言える。

七、正面二軒、背面一軒の採用の有無

安芸国の中世の玉殿では、佐々井厳島神社五基の例があり、いずれも正面二軒、背面一軒の繁垂木としている。また、厳島神社とも関係深い延喜式内社の速谷神社から勧請した、十六世紀中期の速田神社玉殿においても正面二軒、背面一軒としている。なお、宝暦十年の地御前神社玉殿は、正面背面ともに二軒であるが、仁治二年再建当時の厳島神社玉殿より軒の出がいずれも大きいので、屋根の大きさに変更が加えられていることが分かる。現在、玉殿の屋根と本殿内陣の後方の壁の間隔がほとんどなく、本殿側柱に当たるのを避けるために、側柱の形に添って玉殿の屋根を切り欠いていることから、前身の玉殿は背面一軒であった可能

性が高い。また、仁治二年再建当時の厳島神社（内宮）の玉殿は、「調度注進状案」より、垂木が八百七十九本で、二や四の倍数ではなく三の倍数であり、正面二軒、背面一軒である。したがって、正面二軒、背面一軒とする形式は、玉殿の初期の形式であると判断できる。

正面二軒、背面一軒とする形式の成立については、玉殿は本殿内に安置されるので、他の建物と違って、外側の本殿による制限が大きかったことが挙げられる。玉殿の大きさを確保した上で、不必要な玉殿背面側の空間を減らし、必要とされる正面側の空間を増すこの形式は、本殿内陣という限られた空間において大変有効であり、意図的に行ったものと判断できる。

後の玉殿では、正面背面ともに一軒、または垂木なしの板軒としているが、これについては屋根を長柿葺とするようになったことが大きく関係しており、それに伴って、定着したものと考えられる。

八、舟肘木と三斗組

現存する中世の玉殿では、元亨四年の今田八幡神社玉殿が面取の舟肘木としている。また、有力神社で古式を守っている十六世紀末期の清神社玉殿三基も舟肘木としている。宝暦十年の地御前神社玉殿十一基も古式に組物を面取を施した舟肘木としている。したがって、舟肘木とする形式は玉殿の古い形式を伝えるものと考えられる。

一方、高床で見世棚造とするなど小規模本殿の形式が見られる、十四世紀前期から文安二年の佐々井厳島神社玉殿五基の組物は、すべて三斗組（連三斗）となっている。この玉殿は厳島神社の撰末社の例であるために、角柱と円柱の考察と同様に、本社玉殿とあえて同じ形式にしなかったものと言いうことができる。

その後、嘉吉三年の厳島神社撰社大元神社において、庇、身舎ともに、中央殿は三斗組とし、左殿と右殿は舟肘木としており、その頃になると

意図的に格式による組物の使い分けがなされている。すなわち三斗組を上位とし、舟肘木を下位として使用したことが分かる。この例により、十五世紀中期以降の玉殿では、舟肘木とする古い時代の定型よりも、一般的な社寺建築と同様に格式を意識した組物の使い方が主流となったと判断できる。⁽⁶⁷⁾

なお、有力神社である明応九年の桂浜神社玉殿においても組物の使い分けがなされており、中央殿が舟肘木で、左殿と右殿が組物なしである。この場合は、舟肘木を定型とし、そこから組物をなくすことによつて、格式の差を示そうとしたものとも考えられ、古式が残っているとも言える。

九、一木造出の有無

元亨四年の今田八幡神社では桁・舟肘木のみが一木造出である。またこの例は部材形状より、玉殿に特有な脱落防止等を目的とする一木造出とは異なるものと見ることができ⁽⁶⁸⁾。永享十一年の堀八幡神社玉殿では、一木造出とする部材がないためでもあるが、一木造出は用いられておらず、古風な趣を見せている。したがって、初期の傾向である大型玉殿においては、殊に一木造出を行っていない。また、地御前神社ではまったく一木造出が用いられておらず、初期の玉殿では一木造出は行われていなかったと考えられ、今田八幡神社玉殿や堀八幡神社玉殿には初期の玉殿の名残があると言える。

一方、十四世紀前期から文安二年の佐々井厳島神社玉殿五基は、それらよりもやや小型であり、また、組物に三斗組を採用し、必要とされる細かな接続箇所が格段に増えたため、玉殿特有の振動や組立時における部材の脱落や欠損の防止の面で、一木造出が積極的に行われるようになったものと考えられる。その中で、一木造出の形式の採用から間もない十四世紀前期の第一殿は、他の四基と比較すると一木造出部材が少な

く、時代が下降するに連れて一木造出が多用される傾向を反映している。また、天文年間の常磐神社玉殿三基などそれ以降の例では、玉殿自体がより小型化する傾向があるので、ますます脱落防止等の必要性が生じ、一木造出の技法が用いられ、十六世紀後期に至るまで受け継がれている。そうした玉殿より後の中山神社玉殿右殿などの十六世紀中期からの近世への過渡期の傾向を示す玉殿では、再び一木造出を用いなくなっている。

十、豕扱首と虹梁大瓶束

現存する中世の玉殿では、元亨四年の今田八幡神社が変形豕扱首としている⁽⁶⁹⁾。また、地御前神社玉殿十一基には、すべて豕扱首が用いられている。したがって、豕扱首は古い玉殿の形式を残すものであると考えられる。玉殿安置の初期である平安時代末期から鎌倉時代前期にかけては、神社建築において妻飾を豕扱首とすることは一般的であつて、その時代の通例に従ったものと考えられる。また、厳島神社では、本殿をはじめとする各社殿に多用しているので、玉殿も同様に妻飾を豕扱首としたものと考えられる。

一方、佐々井厳島神社などでは虹梁大瓶束式の妻飾が採用され、その後の玉殿がほぼこの形式を採用しているので、十四世紀初期の唐様の傳來に間近い早い時期から玉殿に虹梁大瓶束式が定着したものと考えられる。また、妻壁を一本造出とした玉殿では、壁板から髷股を彫り出すことが可能であるため、大瓶束とせず虹梁髷股式としたものもある。

十一、檜皮葺、本柿葺、長柿葺

神社建築に用いる屋根葺形式は、檜皮葺および本柿葺⁽⁷⁰⁾が中世以前では一般的であり、仁治二年再建の厳島神社の客神社本殿をはじめ、厳島神社の主要な社殿は最高格式である檜皮葺が用いられている。安芸国の中

世の玉殿では、弘治二年（一五五六）の厳島神社撰社天神社玉殿は、本殿的であるので若干区別する必要があるが檜皮葺である。宝暦十年の地御前神社玉殿十一基は、耐久性を考慮して檜皮の軒付の上に柿板を葺いた本柿葺としており、仁治二年再建当時の厳島神社の玉殿は檜皮葺であったと考えられる。

本柿葺は、安芸国の中世の玉殿では、十四世紀前期の現存最古の今田八幡神社玉殿、佐々井厳島神社玉殿五基から使われ、嘉吉三年の厳島神社撰社大元神社三基、十六世紀中期の速田神社玉殿などでも使用されている。したがって、神座である玉殿は初源的には最高格式の檜皮葺であり、その後、中世の玉殿では耐久性を考慮して、当時の神社本殿で一般的な本柿葺が定型となったと考えられる。

一方、十五世紀中期に長い柿板を流し葺いた長柿葺が現れ、十六世紀以降、年代が降るに連れて本柿葺から長柿葺へ移行した⁽⁷⁾。一般神社への玉殿の普及に伴って、小祠や神社本殿以外にも使われた屋根構造である長柿葺が採用されたものと考えられる。

また、この時期には、神社の格式による意図的な柿葺の屋根構造の使い分けが見られ、本柿葺を定型として、そこから格を下げる手法として長柿葺が行われている。十六世紀中期以降ると近世玉殿特有の横板葺などが出現し、近世の玉殿へ変化する過渡期であることが分かる。

⑤ 玉殿の起源

一、玉殿の初源的形式

前述したように、中世の玉殿に見られる形式のうち、安芸国における玉殿の初源的な形式は、桁行は三間あるいは一間で、梁間一間の玉殿であり、その寸法は三尺を越えるような特に大型の玉殿で、切妻造であつ

たと判断できる。著しく床高の低いもので、見世棚は設けておらず、柱には面取を施した比例的に細い角柱を用い、柱上には面取を施した舟肘木を載せており、一木造出の技法はまだ用いられていなかった。妻飾は豕扱首とし、軒については正面二軒、背面一軒として前後で非対称とし、屋根は檜皮葺であった。また、玉殿は本殿内陣を占有する神座そのものであつて、本殿内陣の床に直に安置されていた。

そうした玉殿の初源的な形式を忠実に踏襲した例は、宝暦十年再建の厳島神社外宮の地御前神社玉殿である。地御前神社の玉殿は、安芸国における玉殿の初源的な形式をほぼ忠実に受け継いでいると言え、そうした意味で重要なものと指摘したい。

この地御前神社の玉殿の形式は、仁安三年（一一六八）の玉殿安置時の厳島神社玉殿の形式を極めて忠実に継承しているものであり、安芸国における玉殿の初源的な形式は、厳島神社玉殿の形式と言える。したがって、安芸国の玉殿は、厳島神社玉殿にその祖型を求めることができるのである。

二、初源的形式の起源

厳島神社の玉殿は史料的には仁安三年まで遡るが、こうした平安時代末期の玉殿が出現する以前の神社における神座としては、奈良時代に遡る御帳台がある。御帳台は伊勢神宮正殿などの内に安置された神座である。伊勢神宮正殿の御帳台については、貞和元年（一三四五）の『貞和御飾記』⁽⁸⁾に詳しく記されている。

安芸国の玉殿の祖型である厳島神社玉殿の形式には、御帳台と共通性がある。

まず第一に、大型で梁間一間とすることである。厳島神社玉殿は梁間一間で最大で桁行は五尺四寸と大型である。御帳台は四本の柱からなり、長八尺一寸、幅四尺三寸の「御床」を二枚並べた台の四隅に柱を立てる

ので、桁行、梁間ともに一間で桁行八尺程度と大型である。また、厳島神社大宮玉殿第一、二、三、四殿についても桁行三間とはいえず、その正面の扉脇の柱は幣軸的用法であるので、桁行一間であると見ることができ、御帳台と共通する。

第二に、その全体を神座とすることである。厳島神社玉殿は見世棚造としておらず、玉殿全体が純粹に神座として用いられている。御帳台も四本の柱で囲まれた部分が神座である。

第三に、床高の著しい低さである。厳島神社玉殿は床高が土居桁の成りしかなく異例に低い。御帳台は脚の付いた組板状の御床を置き、それを床としているので低い床となる。

第四に、本殿内陣の床上に直接安置することである。厳島神社玉殿は内陣床上に直に安置しており、御帳台は正殿の中央の床上に直に安置しているため、その安置形態はまったく一致している。

第五に、角柱を用いることである。円柱の方が格式が高いにもかかわらず、厳島神社玉殿は面取を施した角柱を用いている。御帳台も角柱を用いており共通する。なお、伊勢神宮の御帳台は奈良時代の形式を保っているため、面は取られない。

第六に、全体の大きさに対する柱の比例的な細さである。厳島神社玉殿の柱は柱間寸法に対して柱の太さはおよそ一対二〇で異様に細い。一般的に神社本殿では一対一〇以上である。御帳台の柱は長一丈四尺で、柱自体の太さについては記述がないが、柱の金具の寸法から太さは四寸以下と判断できるので、柱間寸法に対して柱の太さは一対二〇以下となる。描かれた図から判断してもその柱は極めて細身である。

第七に、柱下に組んだ土居を用いることである。厳島神社玉殿は土居桁としており、御帳台は交差させた「土居」に柱を挿して立てている。

これら多くの共通性は、厳島神社玉殿と御帳台の形式の特徴的な箇所でもあるので、厳島神社玉殿の形式は、それよりも古い時期の神座であ

る伊勢神宮正殿に見られるような御帳台の形式から変化、発展したとすることができるといえる。

そうしてみると、玉殿は、御帳台の「天井」（格子）の代わりに神社本殿に使われる切妻造屋根を架け、柱間にも扉や連子窓などの本殿の意匠を取り入れた形式の神座と見ることができるといえる。

また同様に、近畿地方の古社で見られる春日厨子は、御帳台と共通性があり、御帳台に緩い照り起りの板屋根を架けた箱形の神座と見ることができるといえる。したがって、平安時代後期から末期にかけて、それまでの神座であった御帳台の形式が、緩い簡単な板屋根を架けた箱形の春日厨子や、神社本殿形とする玉殿に分化していった可能性を指摘できる。こうした分化の一系統には、御帳台に神輿の葱花を載せたような園城寺新羅善神堂内陣厨子（滋賀県大津市）の例もある。安芸国においては、その玉殿の起源は厳島神社玉殿であり、それは御帳台から分化した神座の一系統であると結論づけることができる。

⑥ 中世における玉殿の変化

安芸国の玉殿は、御帳台から変化発展したと考えられる厳島神社玉殿に見られる初源的な形式から始まったことを示したが、中世に入って、安芸国の一般的な各神社に玉殿が安置されるようになると、その形式に変化が現れる。その変化について以下に考察を加えたい。

十四世紀前期以降、安芸国の多くの本殿は、内陣前半部が祭祀用空間、後半部が祭壇となるので、玉殿は本殿内陣の床に直に安置する形式から祭壇上に安置する形式へと変化する。それに伴って、玉殿はそれまでの低い床から高床に変化し、供物を置く見世棚を設ける玉殿が現れる。屋根は耐久性を考慮して檜皮葺から本柿葺が定型となっている。また、その頃に虹梁大瓶束式の妻飾が登場する。これについては意図的な使い分

けの可能性もある。妻飾には一木造出による虹梁龕殿式も見られる。格式を意識した形式の使い分けとしては、十四世紀前期から文安二年までの玉殿を安置する佐々井厳島神社は、社領地の撰末社であるので、本社つまり厳島神社と意図的に異なる形式を用いており、玉殿に円柱や三斗組を用いている。また、この玉殿以降は、意匠が複雑化したことに伴って、一木造出が積極的に用いられるようになっていく。

その後、十五世紀中期に入ると、玉殿はさらに建築化して本殿形式に接近し、小規模神社本殿形の形式、すなわち流見世棚造を採った玉殿が現れ、十六世紀に入ってその形式が定着する。嘉吉三年（一四四三）の厳島神社撰社大元神社玉殿は小規模本殿化した例で、以降に玉殿が小型化する過渡期の例と考えられる。それ以降に定着する流見世棚造の初期の例でもある。このほかに小祠や神社本殿以外にも使われた簡易的な柿葺である長柿葺とする玉殿が現れ、十六世紀以降、年代が降るに連れて本柿葺から長柿葺へ移行している。この屋根構造の変化に伴って、正面背面ともに一軒または垂木なしとする簡略的な形式が定着してくる。また、大元神社玉殿三基では組物を、中央殿は三斗組、右殿および左殿は舟肘木としており、これは細部意匠における格式の差を意識した使い分けであると判断できる。

さらに時代が降り、十六世紀中期になると、玉殿は低廉化の傾向を示し、近世の玉殿へ変化する過渡期であったことが指摘できる。十六世紀末期の中山神社右殿では、簡略化の傾向が顕著で、柱は角柱で、組物はあまり整形されていない別木の舟肘木である。また、手間の掛かる玉殿特有の一木造出は用いられなくなり、玉殿という殿内安置のもののみ可能な、非建築的な横板葺や、祭壇を二段とし高く奉って、玉殿の床高を逆に低くする例も登場する。また、屋根構造や円柱、角柱の格式の差を意識した使い分けを同一神社の玉殿間で行っており、主要構造部の意匠も使い分けをしていることが分かる。

中世における玉殿の変化は、格式を意識した使い分け自体の変化もあるが、主要な変化としては、初期の玉殿では、いわゆる村の鎮守社等の一般神社に普及するに伴うものであると判断できる。一般神社においては、一宮の厳島神社のように大規模な本殿とすることはできないので、玉殿はその規模にあった安置形態を考慮した変化が生じた。十五世紀中期以降に見られるこのような変化は、本殿の形式のさらなる取り入れとして現れ、本殿化が進んだことが分かる。十六世紀中期以降では、一般神社のうちでも小規模な神社に玉殿が普及が始まったことに伴う変化があると判断できる。そうした玉殿は、それら小規模な神社の経済的規模を反映して変化し、建築的玉殿から乖離する傾向があり、低廉化が進んだことが分かる。

したがって、中世における安芸国の玉殿の変化は、玉殿成立当初よりの傾向と玉殿の普及の過程を反映したものであり、その内容は、小規模本殿の形式の取り入れと低廉化であったと結論づけることができる。

7 近世における玉殿の変化

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い以降、安芸国では、在地領主層から領民層に社寺の造営主体が移ったため、当時の領民層の経済力を反映して十七世紀には社寺造営がほとんど見られず、この時期の玉殿は以前の玉殿を手本に再造した寛文元年（一六六一）の日高山神社玉殿（安芸高田市八千代町土師）といった特殊な例しかない。

十八世紀以降、神社や寺院の領民層による再興に伴って、玉殿は再び造立されるようになるが、その玉殿は二つの方向に分化している。一つは、小型の玉殿で、柱は角柱で組物はなく、妻飾はあっても棒状の束のみであって、照りや箕甲がない挽板の横板葺や流板葺とし、垂木もないことが多く、粗略で建築的装飾を用いず、神体の単なる容れ物である箱

形化したものである。もう一つは、大型の玉殿で、柱は円柱で組物は出組以上とし、妻飾も二重虹梁大瓶束式とするものもあり、屋根は柿葺形板葺とし、細い垂木を用いて二軒とすることが多く、各部位は意匠が微細化して小型化され、それらを膠による接着によって組立てる工芸品化したものである。前者は、建築的ではなくなったもので、玉殿の低廉化を示すものである。後者は、社寺建築の技法から逸脱したもので、工芸職人による完成品を大坂や京から購入したものである⁽²⁶⁾。また、いずれにも一般的な社寺建築では用いられない片流造とするものが見られる。

近世におけるこうした社寺建築から乖離する玉殿の変化は、十七世紀の社寺造営の断絶による、神社本殿形の玉殿造立の伝統が途絶えたことが一つの理由と判断できる。また、造営主体の変化によって、祭祀時に本殿内に領主が参入しなくなり、したがって、玉殿が人目に触れなくなっただけでなく、その理由として挙げることもできる。さらに、経済的、信仰的いずれに主眼をおいた場合でも、上記の二つに分化した玉殿で満たすことができるので、こうした二分化の状況が、厳島神社や中世の玉殿を残す神社のような特殊な例を除いて、広く普及定着したものと考えられる。したがって、近世における安芸国の玉殿の変化は、中世と近世の玉殿に対する技法や認識の相違を反映したものであり、その内容は、箱形化と工芸品化への分化であり、非建築化であったと結論づけられる。

⑧ 玉殿の特質

本論文では、安芸国における神社玉殿の祖型は厳島神社玉殿であり、その厳島神社の玉殿は、奈良時代に遡る神座の形式である御帳台に、本殿の形式の一部を取り入れて、すなわち、御帳台という調度を建築化させて成立したものであることを述べてきた。その初源的な玉殿の形式は、大型で桁行一間または三間、梁間一間、切妻造、檜皮葺で、著しく床高

は低く、見世棚造とせず、面取角柱、舟肘木、豕扱首とし、軒は正面二軒、背面一軒であった。また、その玉殿は本殿内陣の床に直に安置していた。厳島神社の玉殿は、奈良時代まで遡る御帳台の形式を受け継ぎつつ、独自の形式を持つ神座として分化発展したものであり、安芸国に広く分布している中世の玉殿は、それからさらに進化すなわち建築化していったもので、いわば御帳台から分化した神座の一系統である。

他国と比べて安芸国において玉殿が広く分布し、中世の玉殿が大量に残っているのは、一宮である厳島神社が玉殿を安置する形態を採ったためである。厳島神社から始まった玉殿は、中世後期において安芸国の村落の中心的神社、いわゆる村の鎮守社級の規模の神社まで広く普及していった。その普及過程で生じた神社の格式や経済的規模の差を反映して、見世棚造や高床や長柿葺の採用などがおこり、それらはさらなる本殿の形式の取り入れという建築化であり、同時に低廉化も進行していった。

近世においては、さらなる玉殿の普及が進み、安芸国の神社は小祠まで、ほとんどすべてが玉殿を安置するに至った。造営主体の変化によって、玉殿が建築であるという意識に変化が生じることになり、十七世紀の神社造営の断絶期も影響し、それらの玉殿からは中世の玉殿特有の技法が失われることとなった。その形式の変化は、単なる神体の容れ物となる箱形化と、微細な部品を膠で接着し組立てる工芸品化への分化であり、いずれも非建築化であった。

これら玉殿の成立から近世に至るまでの変化は、すべて神社建築の流れに帰結するものであり、寺院建築様式が関係したものではなく、玉殿という建築形式は神社において独自に形成されたものである。それには、同時に御帳台から建築化した可能性を持つ寺院厨子が、参拝者に積極的に見せるものであったのに対し、玉殿は参拝者の目に触れない場所へ進化していったという相違点がある。

玉殿は神社祭祀において重要な神座であって、神社建築を研究する上

で外して考えることはできない。本殿と玉殿（御帳台）の本来の關係は、本殿内陣の全体が神の専有する空間としての住処、すなわち広義の神座であり、御帳台は周りに帳を垂らすのみで本殿内陣に対して開放的であつて、神の存在を示す座具である狭義の神座として安置されている。玉殿はそうした御帳台に板壁と扉を付けて囲んで閉鎖した神座である。御帳台を本殿形とした玉殿の中のみを神の専有する空間として限定することによって、本殿内陣を祭祀する者に対して開放的にすることが可能となつた。本殿に部が使用できるようになつたのは、玉殿を神座とした結果であつて、厳島神社に見られるような開放的な本殿の成立に大きく寄与している。また、こうした本殿の一部を開放する形式は、経済力が大きくない地方の神社にとっては祭祀や拝礼の場所の確保に有効であつた。玉殿はそうした中世の神社本殿の形成についても大きく寄与しており、吹放ちの外陣を有する安芸国型の本殿の成立に多大な影響を与えたと言える。本稿による玉殿の変化の解明によって、神社本殿の変化の根本的特質の一端を明らかにできたものと思う。

註

- (1) 研究者によっては宮殿と呼ぶこともあるが、広島県域では平安時代末期以来、神社内のものについては玉殿（ぎよくでん）と称されている。この点については、三浦正幸「神社本殿内の中世の玉殿——広島県高田郡八千代町の佐々井厳島神社と常磐神社——」〔建築史学〕第十一号、昭和六十三年九月）において指摘されている。また、墨書銘によって玉殿の呼称が確認されるもの（山県郡北広島町の今田八幡神社玉殿、安芸高田市八千代町の佐々井厳島神社玉殿など）も少なくない。
- (2) 厳島神社末社左門客神社および右門客神社の内殿については、それ自体が本殿で、小型本殿に覆屋を架ける形式と言えるものである。厳密には玉殿の範疇からは外れるものと言える。しかしながら、その小型本殿は海上に建つという特殊性により、覆屋の床上に置かれており、また、その小型本殿は厳島神社におけるほかの本殿内の玉殿と類似点があり、無視することはできない。よつて、本稿で扱うものとする。
- (3) 日本建築において、建築的とは、柱・梁によつて構成される日本の伝統的木造構造のものであり、板状の壁などにより面から構成される壁式構造は非建築的である。滋賀県栗東市の小槻大社本殿内の玉殿は、墨書銘により弘安四年（二二八二）の造立であることが知られている。この例では、柱や長押などを備えるものの、その他の細部は略されており、本殿形の建築的形態としては、まだ完全なものとは言えない。したがつて、とりあえずここでは除外しておいた。
- (4) 中世と近世の境は一般的に、天正元年（一五七三）の室町幕府の滅亡とする場合が多い。しかし、安芸国では、毛利氏が慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いの戦後処理で防長へ退去したことにより、中世の在地領主制が完全に消滅し、近世の幕藩体制へ急激に移行した。社寺造営においても、施主が在地領主から地元民に変化しており、近世への移行がはっきりと見られる慶長五年を中世と近世の境とするのが適切であると考えられる。なお、後述するように、その時期を境にして玉殿の形式にも大きな変化が生じている。
- (5) 山田岳晴「厳島神社玉殿—内宮と外宮の玉殿—」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕第一三三集、平成十八年十二月）を参照。
- (6) 造立当初の製作誤差、経年変化による変形収縮、腐食欠損などにより、部位によつて一mm以上の違いが常に生じるので、mm単位での計測は学術的に意義があるとは言いがたく、造立当時と同等の精度で計測を行った方が有意義であると判断した。なお、現行曲尺とこれらの玉殿の造営尺とは若干の差異があるかもしれないが、有意義な差異を検出することができなかった。
- (7) 福山敏男「出雲大社の金輪造営図に就いて」〔出雲〕第六号、昭和十五年十月、「出

- 雲大社の本殿」、出雲大社、昭和三十年六月再掲、『神社建築の研究』福山敏男著作集四、中央公論美術出版、昭和五十九年十二月に修正再々掲、福山敏男「山陰の神社建築」(『仏教芸術』六十号、昭和四十一年四月、『神社建築の研究』福山敏男著作集四、中央公論美術出版、昭和五十九年十二月に修正再掲)、福山敏男「神社建築について―大社造復原試論―」(『悠久』第七号、鶴岡八幡宮、昭和五十六年九月、『神社建築の研究』福山敏男著作集四、中央公論美術出版、昭和五十九年十二月に修正再掲)、三浦正幸「平安期の厳島神社の祭神と楽音寺蔵―安芸国神名帳―」(日本建築学会中国支部研究報告集、平成二年三月)、大野敏「飛鳥・奈良時代の厨子―厨子の建築的研究―」(『建築史学』第二十九号、平成九年九月)、大野敏「中世厨子の形式分類について」(『日本建築学会論文系論文報告集』五〇五号、平成十年三月、「室町中期」後期における宮殿系厨子の建築様式に関する研究)、平成二年度「一三年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))」研究成果報告書、平成十四年三月に修正再掲、大野敏「宮殿系厨子における六枝掛の成立時期について」(日本建築学会大会学術講演梗概集、平成十一年九月)、伊東史朗「厳島神社の獅子・狛犬」(『学叢』第二十号、平成十年三月)など。
- (8) 狩野勝重「郡山市田村町田村神社本殿内厨子について」(日本建築学会大会学術講演梗概集Vol.五四、昭和五十四年九月)、大河直躬「生島足島神社の旧本殿(現本殿内殿)について」(日本建築学会大会学術講演梗概集、平成四年八月)、高井昭「中世日前・國懸神宮の本殿」(『日本建築学会論文報告集』第四四八号、平成五年六月)、大野敏「興玉神社内神殿の建築について―組物構成の特徴を中心として―」(日本建築学会大会学術講演梗概集、平成十二年九月)など。
- (9) 確認できたすべての安芸国の中世の玉殿のうち、調査を許された十三社二十五基の玉殿に対して実地の詳細調査を実施した。
- (10) 社寺建築に一般的に見られる通常の柿葺のことである。押棧を用いず、軒付上から柿板を一枚ごとに短い葺き足を持たせて葺き重ねた構造を持つ。詳しくは、山田岳晴・三浦正幸「安芸国の中世神社玉殿の柿葺に関する調査研究」(『日本建築学会論文系論文集』第五七二号、平成十五年十月)を参照。
- (11) 玉殿内部の化粧垂木掛に墨書銘が存する。山田岳晴・三浦正幸「今田八幡神社玉殿に見られる地方色」(『日本建築学会論文系論文集』第五六六号、平成十五年四月)を参照。
- (12) 複数の部材を一木から造り出す技法である。山田岳晴「佐々井厳島神社玉殿における一木造出の技法」(日本建築学会大会学術講演梗概集、平成十六年八月)、山田岳晴「安芸国の中世神社玉殿における一木造出の特質」(日本建築学会大会講演梗概集、平成十九年八月)を参照。
- (13) 一般の社寺の建築形式とは大きく相違する特色である。註(11)論文参照。
- (14) 『芸藩通志』に所収。
- (15) 『芸藩通志』巻六十六。
 厳島神社 佐々井村にあり、西浦村記にいふ、五社の一なり、此社に、神櫃五ある、故に五社明神と稱す、恐らくは非なり、櫃背に、文和二年といふ四字あり、又楽音神名帳に、佐々比明神あり、然れば、西浦村にいふごとく、五社の一といふとも、此社は、古き明神社なるべし
- (16) 第五殿の扉内側の墨書銘。
 文和二年
 奉再建御玉殿
 巳九月十六日
- (17) 第三殿の扉内側の墨書銘。
 奉造立御玉殿
 右为天長地久國土泰平殊信心
 施主心中所願如意満足故也
 文安貳年巳九月廿六日 願主源二郎 敬白
- (18) 詳しくは註(12)論文を参照。
- (19) 『芸藩通志』巻六十。
 八幡宮 下殿河内村にあり、永享十一年己未、紀親高再造、慶長元和にも修繕す、昔は神田あり、別に小板越中より、祭米を供ふ、今は並にこれなし
- (20) 建築様式および社蔵棟札による。
- (21) 長い柿板を押棧で留め、葺き足が著しく長い長柿葺のうち、大棟から軒先まで継がずに通して葺き、垂木や野地板を用いるものである。詳しくは註(10)論文を参照。
- (22) 前方に突き出した土居桁の先端は、近年の新たな台座の上に安置したときに切除している。
- (23) 厳島神社撰社大元神社本殿の建立年代は、墨書銘により大永三年(一五二三)とされているが、木鼻が十六世紀のものほど大きくないこと、また彫り込まれている絵様の巻き込みが強く、明応九年(一五〇〇)の桂浜神社(呉市倉橋町)本殿よりも古式であることから、大永三年(一五二三)は小屋の改修であり、玉殿と同様の嘉吉三年(一四四三)の建立と考えるのが妥当である。
- (24) 左殿の墨書銘。
 ミのと 八十一うとし
 嘉吉三年八月廿四日 俊高敬白
 いとし
 右殿の墨書銘。

みつのの 八十一うのとし
嘉吉三年八月廿四日 俊高敬白
ゐのとし

- (25) 社蔵棟札写による。「奉建立八幡宮御社一字(以下略)」。
- (26) 社蔵棟札写による。「奉再興八幡宮神舞殿休殿(以下略)」。
- (27) 修理工事報告書では、文明十二年(一四八〇)の再建としているが、この年代が記された棟札は、他の八幡宮の再建時のものと考えられ、桂浜神社とは無関係である。三浦正幸「桂浜神社本殿」(『倉橋の建築』倉橋町、昭和六十四年一月)を参照。
- (28) 長い柿板を押棧で留め、葺き足が著しく長い長柿葺のうち、大棟から軒先まで継がずに通して葺き、垂木や野地板を一切用いず、直に桁や棟木に留めたものである。詳しくは註(10)論文を参照。
- (29) 註(1)論文を参照。
- (30) 長い柿板を押棧で留め、葺き足が著しく長い長柿葺のうち、重ね継いで段を付葺き、垂木や野地板を用いるものである。詳しくは註(10)論文を参照。
- (31) 屋根に挽板を軒先と平行に葺いたものである。詳しくは註(10)論文を参照。
- (32) 社蔵棟札による。
奉建立天満社一字檀那當國吉田住大江朝臣毛利備中守隆元、(中略)弘治貳
曆卯月吉日(以下略)
- (33) 棟札により、造立当初からこの玉殿は檜皮葺であったことが確認できるが、現在の檜皮葺は、昭和二十九年の葺き替えである。また、明治二十四年(一八九一)の修理以前は、現在の本殿(連歌堂)は柿葺であった。
- (34) 『雲藩通志』巻五十二。
速田神社 吉和村にあり、上平良村より勸請すといひ傳ふ、天正十九年辛卯
造營、棟札に、三浦兵庫元忠、爲三祈念、河野平左衛門代、山縣源右衛門
尉忠道とあり、社に古き般若經を藏す
- (35) 山田岳晴「広島県廿日市市の速田神社玉殿の考察」(中国四国歴史学地理学協
会大会、平成十七年六月)で口頭報告を行っている。「中国四国歴史学地理学協
会年報」第二号、平成十八年三月に記録。
- (36) 社蔵棟札による。
- (37) 社蔵棟札。
奉造工祇園崇道(中略)正中二天丑七月二日(以下略)
- (38) 『雲藩通志』卷六十六。
祇園社 吉田村、古城山の麓にあり、祭る所、素戔鳴尊の外に、足摩乳、
手摩乳稻田姫、三女五男あり、また早良親王、光仁天皇、伊豫親王を祭り、
- 崇道社と稱し同殿にあり、^{崇道は、早良親王の追尊なり}正中以上の棟札は、文字磨滅して、讀
べからず、正中の棟札に、奉造祇園崇道社、正中二年乙丑七月三日、上御本
家并信心施主とあり、上御本家考る所なし、毛利氏の時、世々相繼て、修營
あり、神田を寄附せらる、元和年間の文書に、當郡に、祇園八幡領なりしと
いふ、今も歳入三石餘を、當社に附らる、末社五字、稻荷社、劔社、^{神靈を九}
郎御前^{祭神}ならす^{杉若宮}方^{五藏の母}杉和知、^{袖谷}靈社^{八郎御前二人を祭る}あり昔は寶藏舞臺な
どもありしが、皆廢す、本社階下に神木あり、社林に神鳥あり、歳首ごとに、
鳥喰祭といふを行ふ、社に藏する所、古假面、獅子頭などあり、舊戸帳は、
毛利輝元、朝鮮より取歸て、奉納ありしといふ、天正間、九條植通朝臣、當
社にて、源氏物語を講られし事あり、聖護院道澄親王、卜部兼右朝臣も、止
宿の事あり、鳥居の額は、親王の書る所といふ、此社相傳へて、素戔鳴尊の
神蹟とす、困て當村に流る、川、^{江の川より出る}即、日本紀に載る、安藝國可愛
川上これなりともいへり、此宮あるによれるか、されば當社も、古にありて
は、由緒ある社なるべし、或は神武天皇の行宮、^{えのみや}埃宮とする謬あれど、更に
信ずるに足らず
- (39) 山田岳晴「広島県安芸高田市吉田の清神社玉殿の考察」(広島史学研究会大会、
平成十七年十月)で口頭報告を行っている。「史学研究」第二五〇号、平成十七
年十月に記録。
- (40) 実測はできなかったため、寸法は概数値を示しておく。
- (41) 十一基の玉殿すべてに対して実地の詳細調査を実施した。
- (42) 詳しくは、註(5)論文を参照。
- (43) 詳しくは、註(5)論文を参照。
- (44) 呼称は外宮柵守職であった飯田家文書による。
- (45) 『大願寺文書』一五七号。なお、この文書の表題は文書整理時に付けられたも
のであって、内容を正しく表していない。宮殿造営材木注文ではなく、内宮大宮
本殿とともに内部の玉殿を造替するために、旧玉殿の寸法を実測した報告である。
なお、『大願寺文書』一五五号の「厳島社玉殿六社造営材木注文」(永祿十二年)
は、その内容から、玉殿の材木注文ではなく、大宮本殿自体の材木注文であるこ
とが分かり、表題の付け誤りか、玉殿六社で大宮本殿自体を示したもののどち
らかであると判断できる。三浦正幸「厳島神社の本殿」(『建築史学』第四号、昭
和六十年三月)を参照。
- (46) 『野坂文書』三二二二号の一
- (47) 『厳島野坂文書』一八七九号
- (48) 『厳島野坂文書』一八八〇号
- (49) 前者に記された四尺三寸は、それを丸めた数値であると思われる。

- (50) 大願寺文書(『修理綜合報告書』)に所収、「宮島町史」に再掲)による。
- (51) 実測寸法と考えられる「造宮材木注文」の記述と合わず、外宮の大宮玉殿の現状を考慮すると六基とも同寸法とは考えられない。
- (52) 玉殿の梁間寸法は桁行寸法に概ね比例するので、ここでは桁行寸法で扱うことにする。
- (53) 註(45)論文を参照。
- (54) 龜山神社玉殿は、四方に台座を張り出し、各面に鳥居を立てて剣頭柵を巡らせている。この台座は神輿の台輪から変形したものと考えられる。こうした切妻造の神輿の例は『年中行事絵巻』中の稲荷祭の神輿にも見られる。
- (55) 『信貴山縁起絵巻』には、見世棚造で切妻屋根を載せたと思われる小祠が描かれているが、絵巻であるので流造であった可能性もある。
- (56) 現在は、祭壇の上にさらに近代の台座を置いて玉殿を安置し、台座から突出する玉殿の土居桁先端は切除されている。
- (57) 祭壇の奥行も大正期の改造で同時に切り縮められているが、文化十四年(一八一七)に再建された現在の本殿の当初の祭壇の大きさに復元したとしても、玉殿が祭壇上の奥行すべてを占める。この玉殿は見世棚造ではないため、供物を置く場所がなく、前述した理由によりこの大きさの祭壇上の安置では不都合が生じる。
- (58) 太田博太郎「神社建築の発達」(『日本建築史序説』、彰国社、昭和二十二年)を参照。
- (59) 十六世紀中期以降の玉殿には、床高の低い例があるが、それらでは祭壇を二段とするなど、祭壇をさらに高くしているので、玉殿でことさら床高を上げる必要がなくなったものと考えられる。
- (60) 註(10)論文を参照。
- (61) 註(10)論文および註(12)後掲論文、山田岳晴「安芸国における神社玉殿の起源と発展に関する研究」(広島大学大学院文学研究科・学位論文、平成十六年十月)を参照。
- (62) 註(5)論文を参照。
- (63) 安芸国には神社本殿においても、同様の明応九年(一五〇〇)の桂浜神社本殿の例がある。
- (64) 厳島神社の玉殿正面側には、狛犬・獅子がそれぞれ一対ずつ安置されていたと考えられている。伊東史朗「厳島神社の獅子・狛犬」(『学叢』第二十号、平成十三年三月)を参照。
- (65) 神輿の形式を取り入れた玉殿の例である十六世紀末期の龜山神社玉殿を除く。
- (66) 註(10)論文を参照。
- (67) 十六世紀後期の新宮神社「吉田」玉殿や十六世紀末期の中山神社玉殿右殿(本社のものではなく、明治に合祀された小社のもの)は、広く一般神社へ玉殿が普及した例であり、また、前述したように過渡期の例であるので、簡略的な舟肘木を用いるようになったと考えられる。
- (68) 註(12)後掲論文および註(61)後掲論文を参照。
- (69) 註(11)論文を参照。
- (70) 註(10)を参照。
- (71) 註(10)論文を参照。
- (72) 註(5)論文を参照。
- (73) 群書類従巻第七。
- (74) 例として、松尾大社本殿内厨子(京都市)など。
- (75) 小規模本殿の形式を取り入れた結果、十六世紀後期の新宮神社「吉田」玉殿は剣頭柵を庇側面に入れるなど、小規模本殿のなかでも簡略的な『年中行事絵巻』に見られるような小祠とほぼ同様の形式となっている。
- (76) 小用神社撰社伊勢宮神社(呉市川尻町小用)など。註(10)論文を参照。

(国立歴史民俗博物館機関研究員)
 (二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

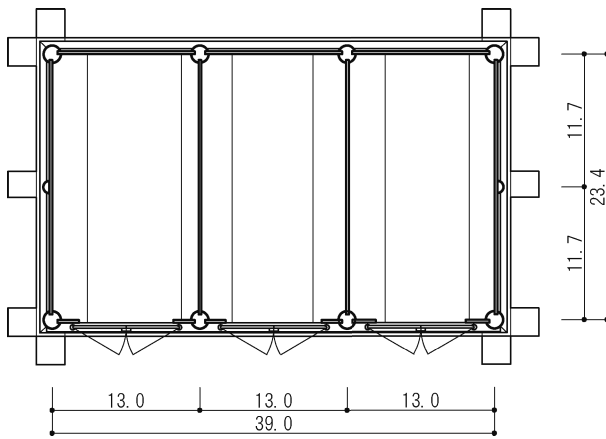


図2 今田八幡神社玉殿復元平面図
縮尺：1/20 単位：寸

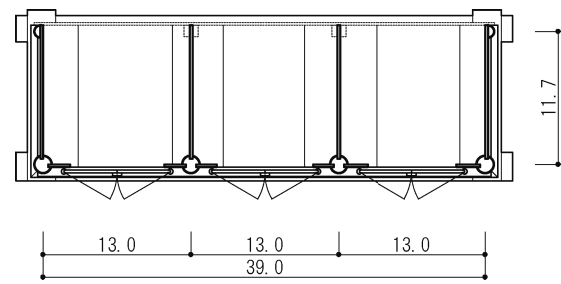


図1 今田八幡神社玉殿現状平面図
縮尺：1/20 単位：寸

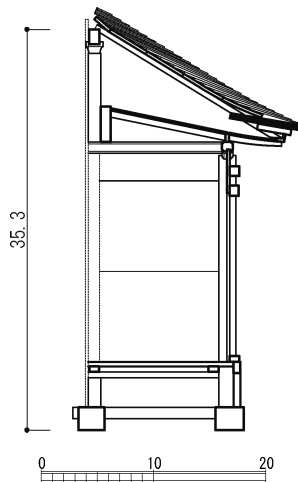


図5 今田八幡神社玉殿
梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

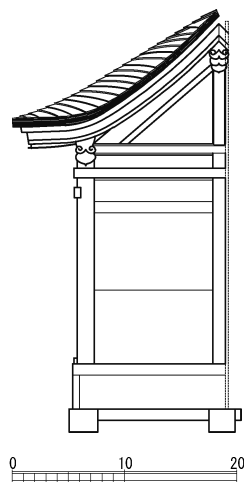


図4 今田八幡神社玉殿
側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

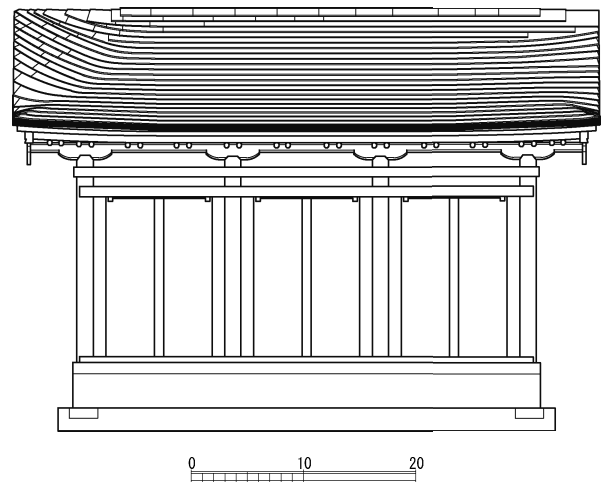


図3 今田八幡神社玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

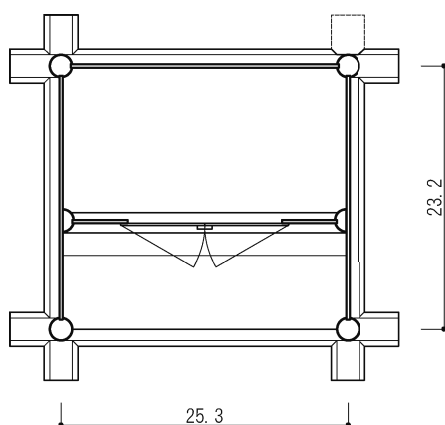


図6 佐々井厳島神社玉殿第一殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

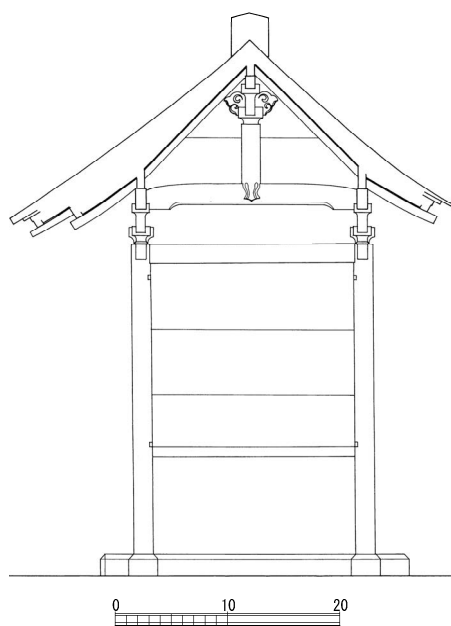


図8 佐々井厳島神社玉殿第一殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

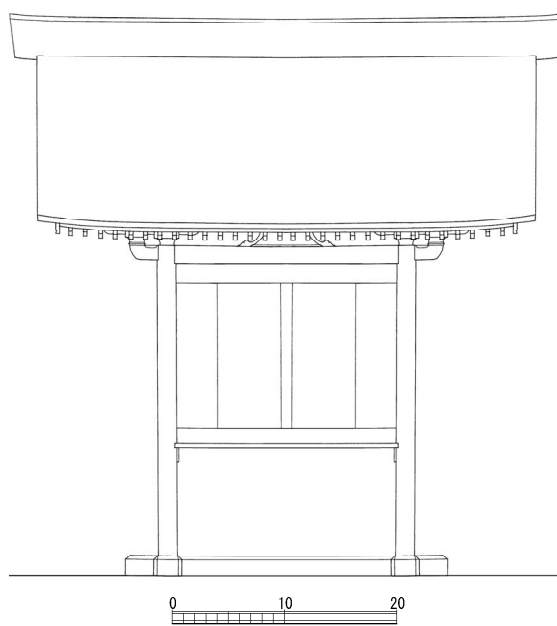


図7 佐々井厳島神社玉殿第一殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

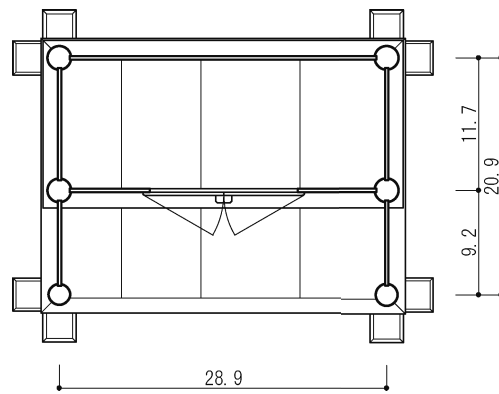


図9 佐々井厳島神社玉殿第二殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

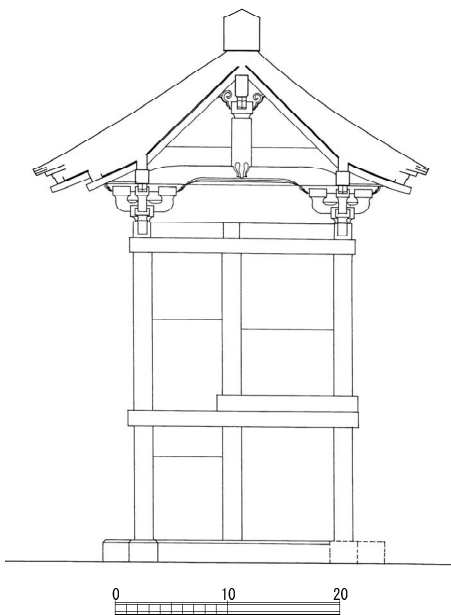


図11 佐々井厳島神社玉殿第二殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

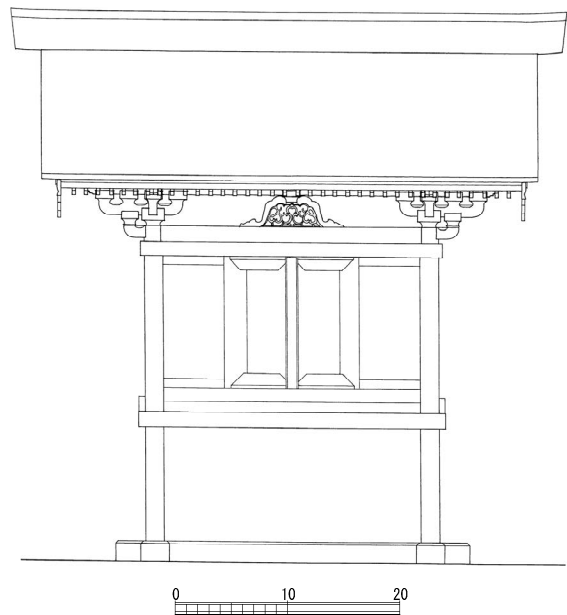


図10 佐々井厳島神社玉殿第二殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

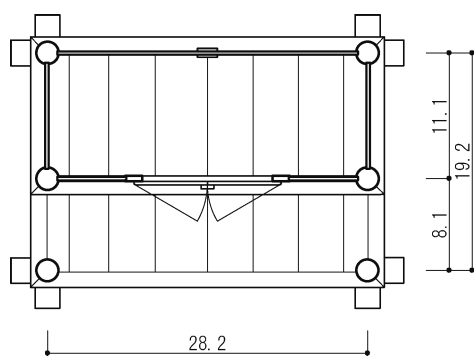


図12 佐々井厳島神社玉殿第三殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

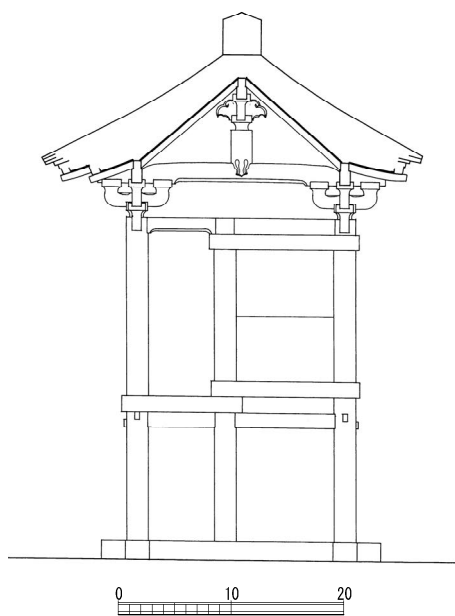


図14 佐々井厳島神社玉殿第三殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

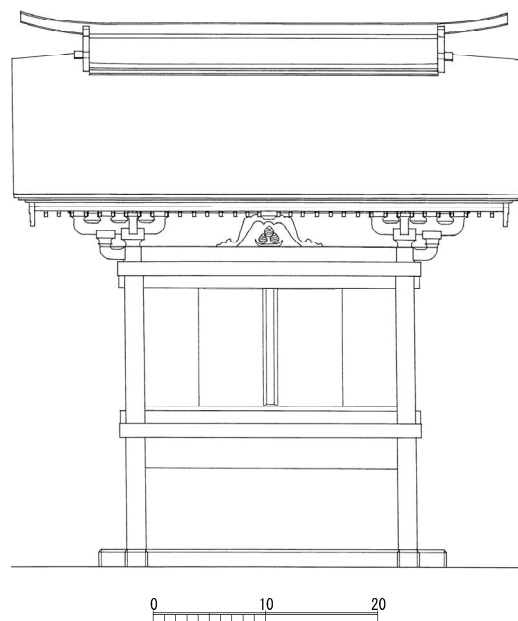


図13 佐々井厳島神社玉殿第三殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

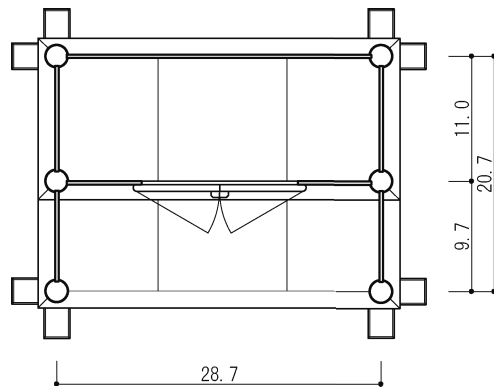


図15 佐々井厳島神社玉殿第四殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

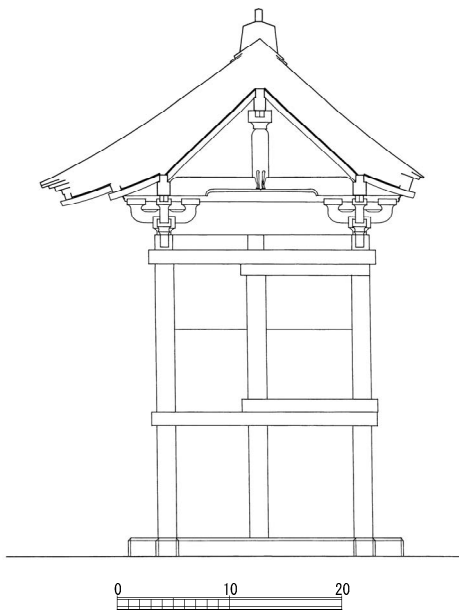


図17 佐々井厳島神社玉殿第四殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

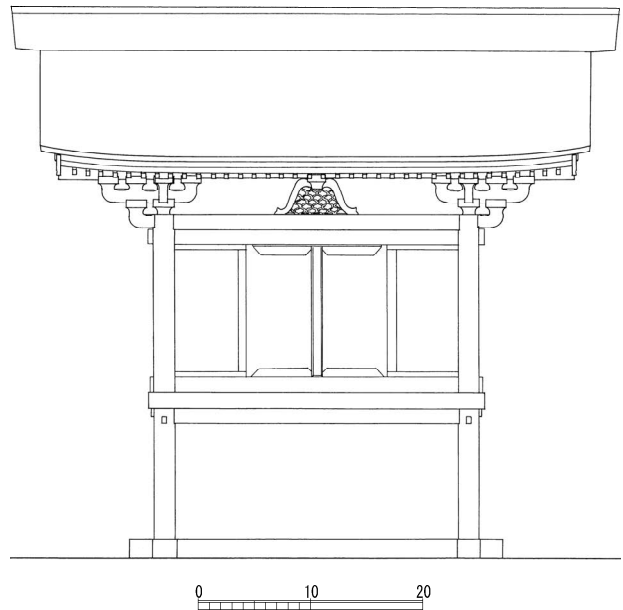


図16 佐々井厳島神社玉殿第四殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

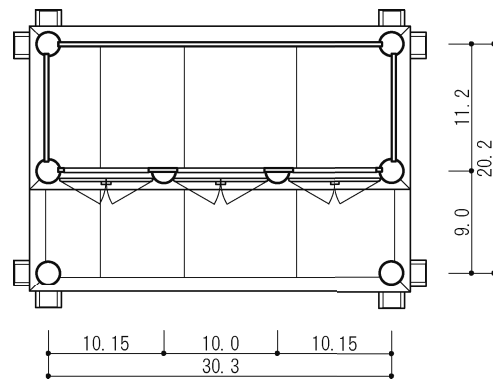


図18 佐々井厳島神社玉殿第五殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

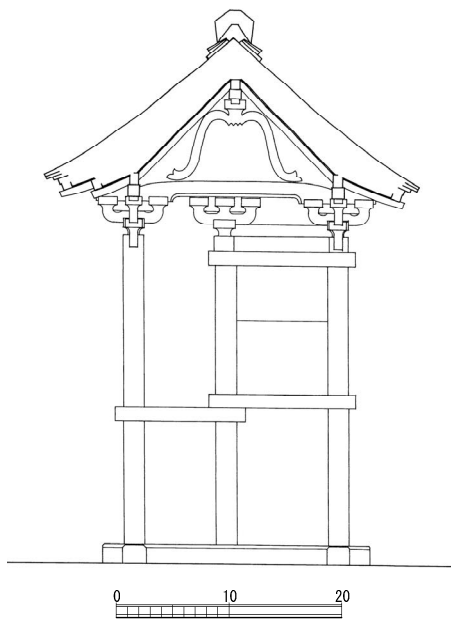


図20 佐々井厳島神社玉殿第五殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

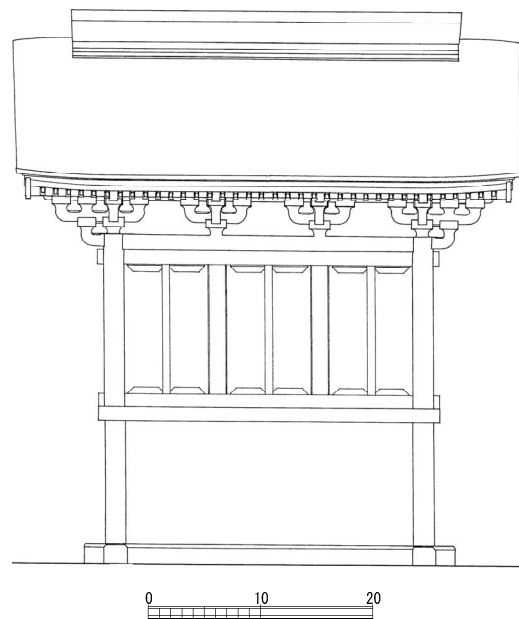


図19 佐々井厳島神社玉殿第五殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

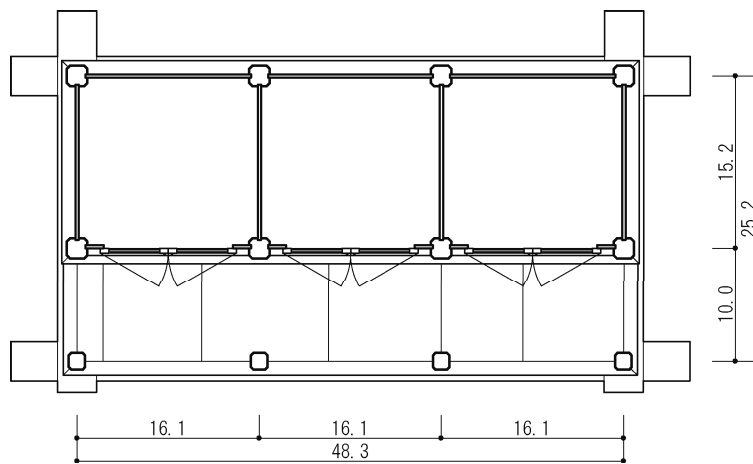


図21 堀八幡神社玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

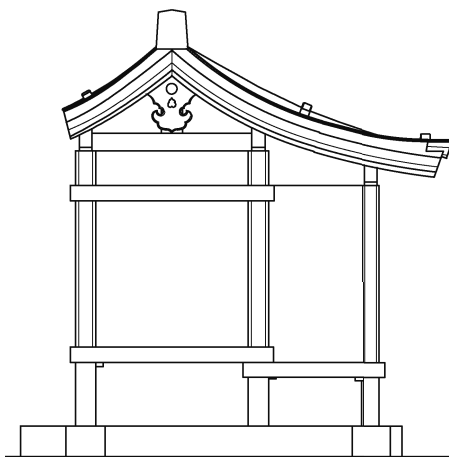


図23 堀八幡神社玉殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

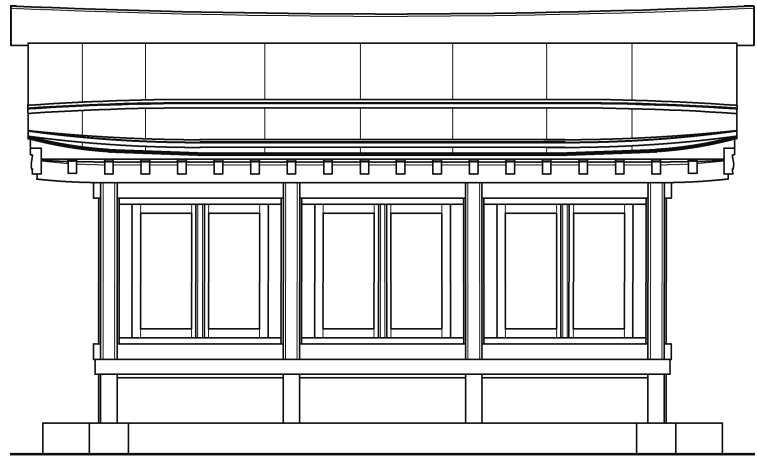


図22 堀八幡神社玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

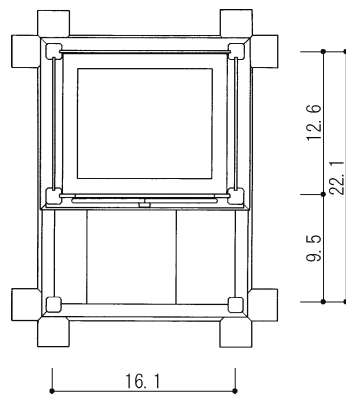


図24 厳島神社摂社大元神社玉殿中央殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

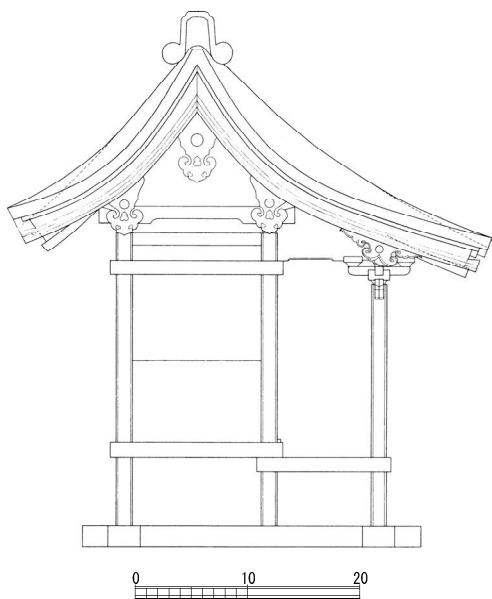


図26 厳島神社摂社大元神社玉殿中央殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

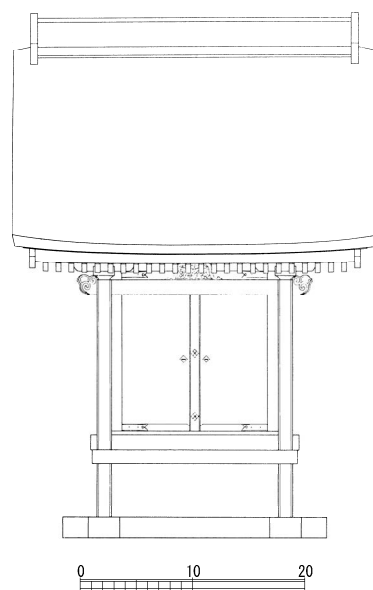


図25 厳島神社摂社大元神社玉殿中央殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

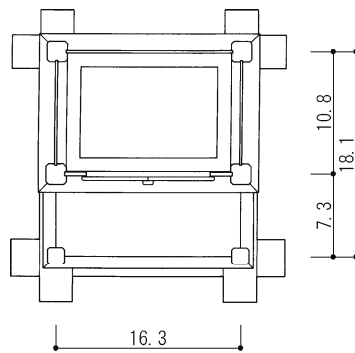


図27 厳島神社摂社大元神社玉殿左右殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

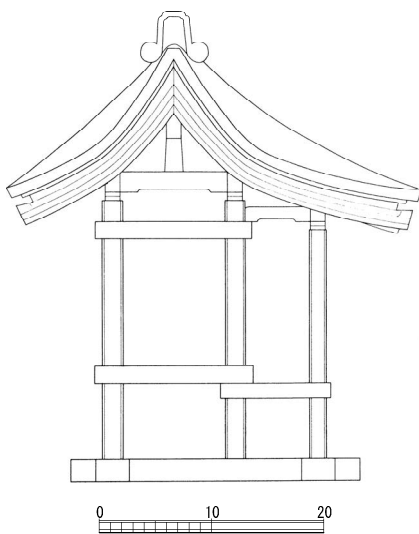


図29 厳島神社摂社大元神社玉殿左右殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

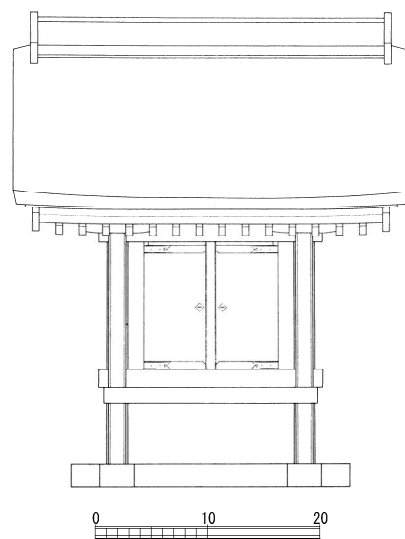


図28 厳島神社摂社大元神社玉殿左右殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

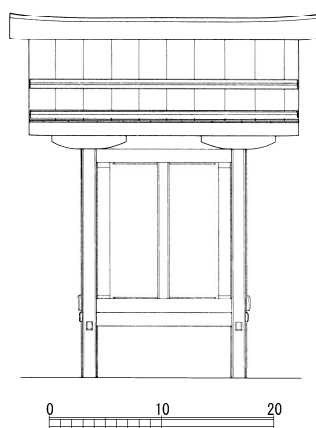


図31 桂浜神社玉殿中央殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

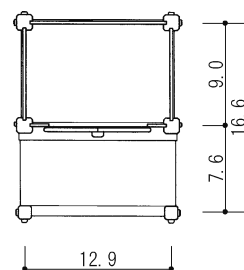


図30 桂浜神社玉殿中央殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

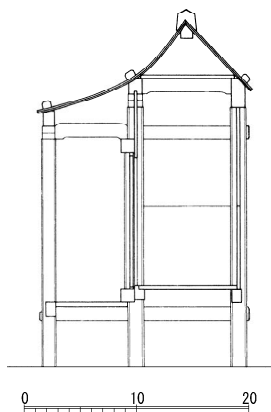


図33 桂浜神社玉殿中央殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

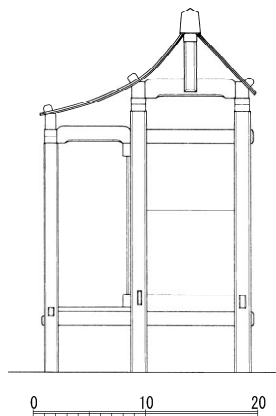


図32 桂浜神社玉殿中央殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

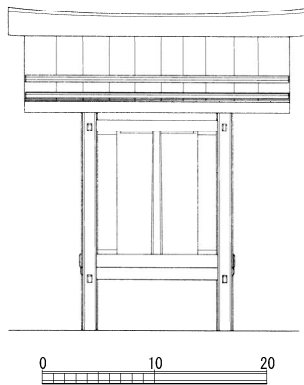


图35 桂浜神社玉殿左右殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

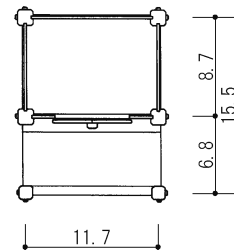


图34 桂浜神社玉殿左右殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

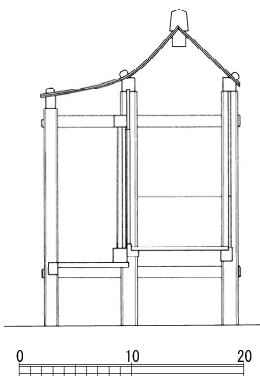


图37 桂浜神社玉殿左右殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

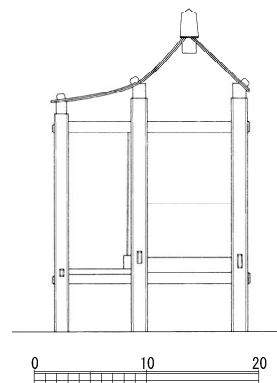


图36 桂浜神社玉殿左右殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

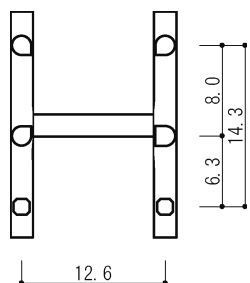


図39 常磐神社玉殿第一殿床下平面図
縮尺：1/20 単位：寸

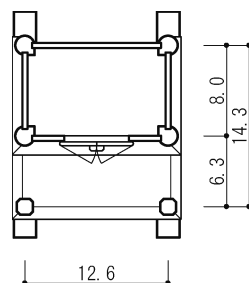


図38 常磐神社玉殿第一殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

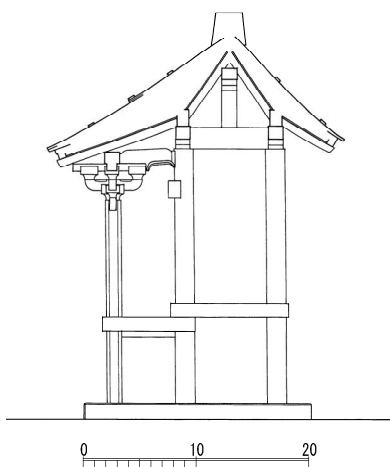


図41 常磐神社玉殿第一殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

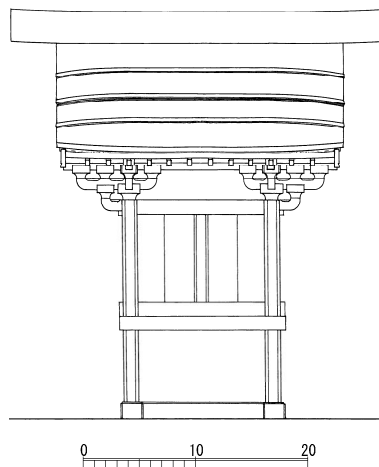


図40 常磐神社玉殿第一殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

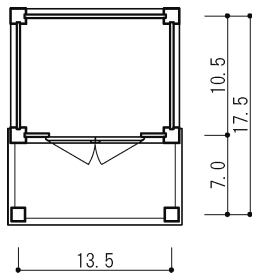


図46 新宮神社[高屋]平面図
縮尺: 1/20 単位: 寸

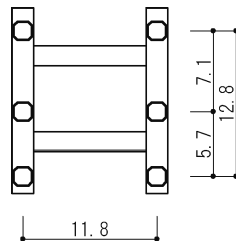


図43 常磐神社玉殿第三殿床下平面図
縮尺: 1/20 単位: 寸

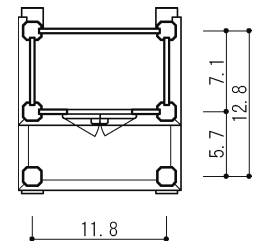


図42 常磐神社玉殿第三殿平面図
縮尺: 1/20 単位: 寸

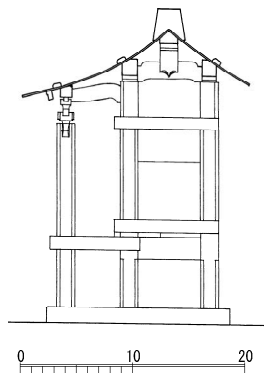


図45 常磐神社玉殿第三殿側面立面図
縮尺: 1/20 単位: 寸

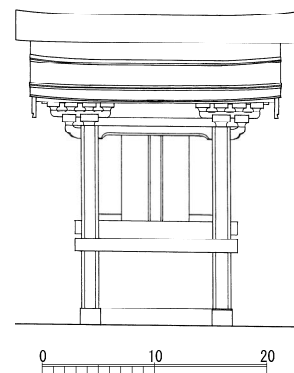


図44 常磐神社玉殿第三殿正面立面図
縮尺: 1/20 単位: 寸

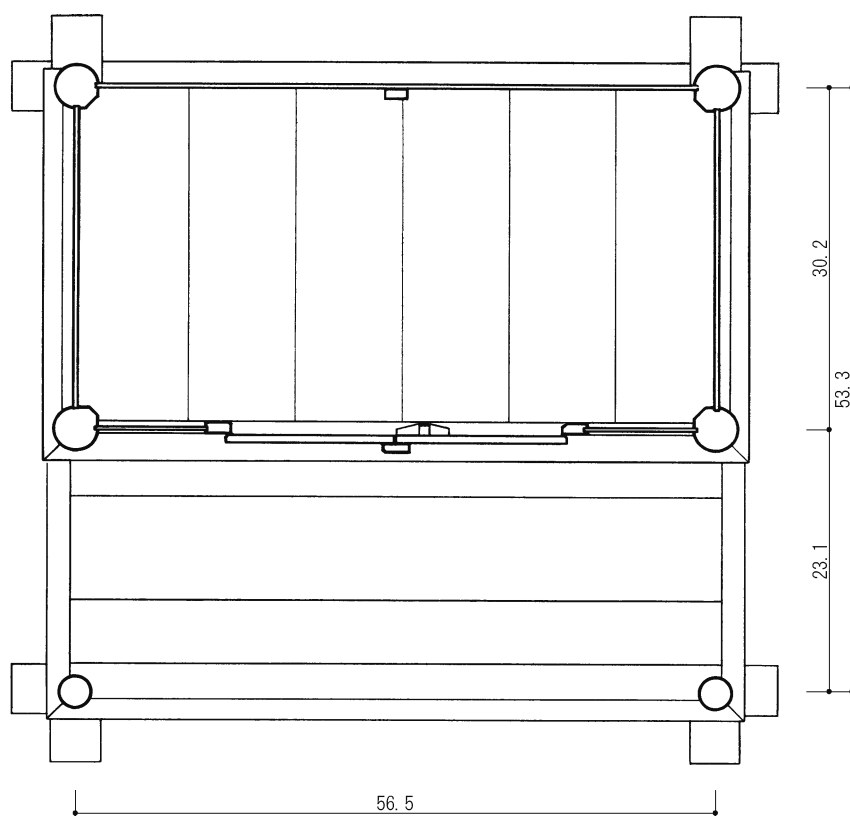


図47 巖島神社末社左門客神社玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

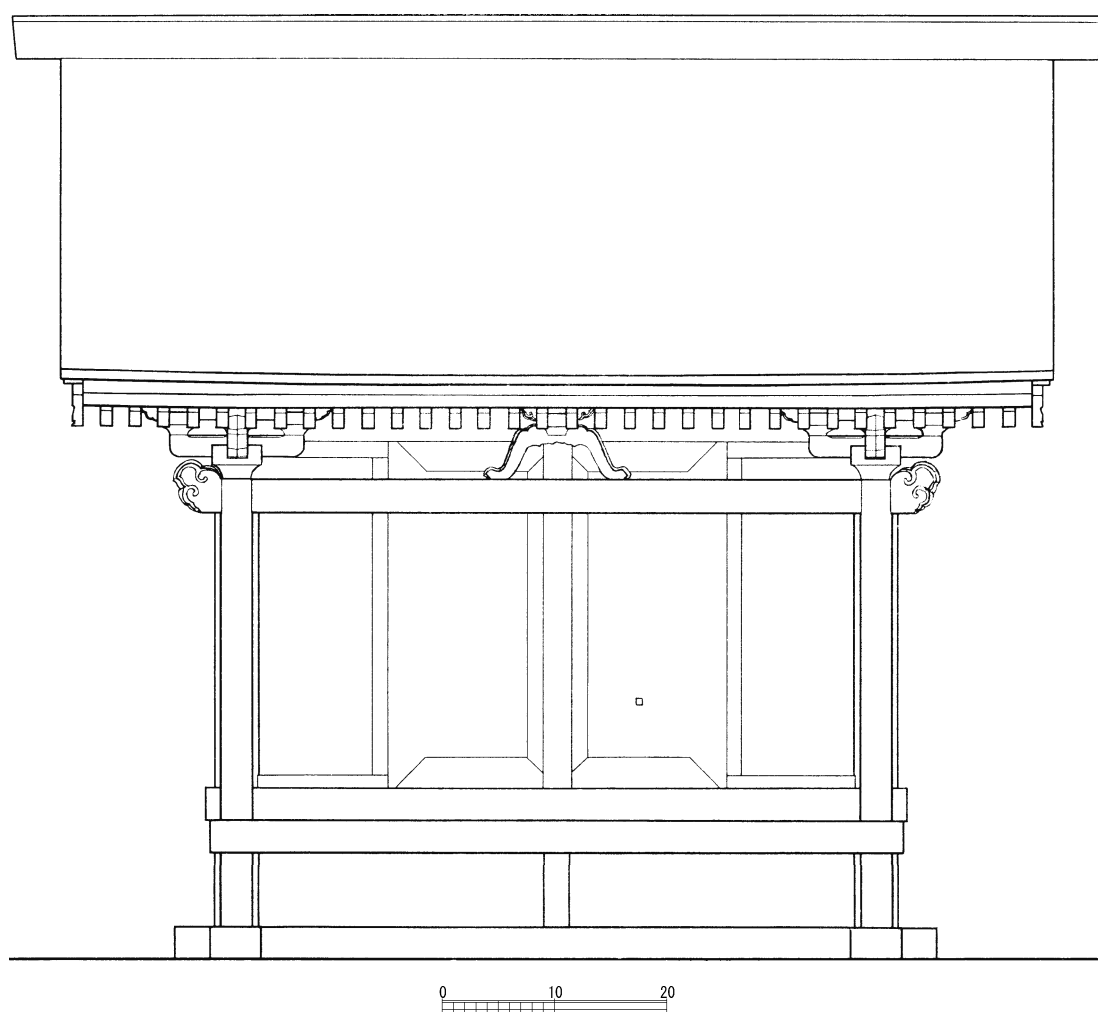


図48 厳島神社末社左門客神社玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

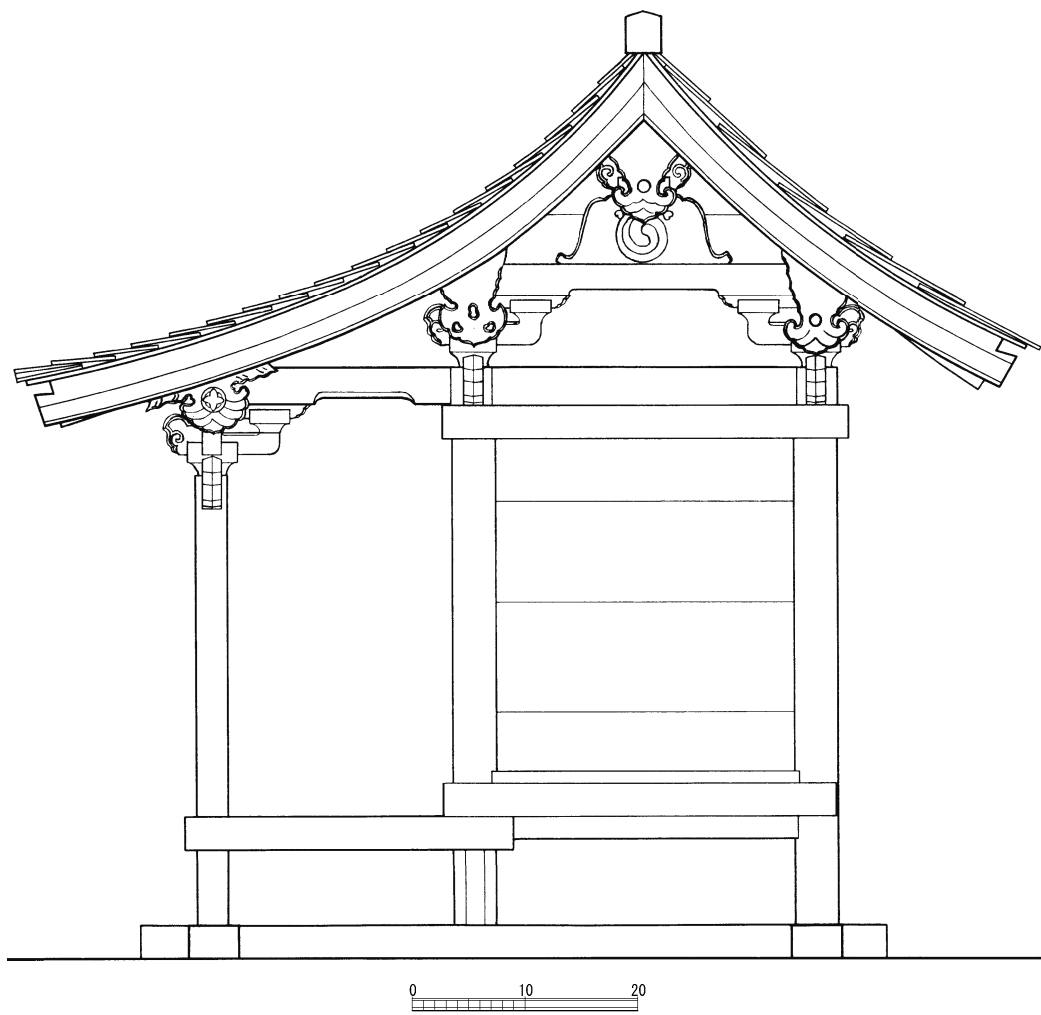


図49 巖島神社末社左門客神社玉殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

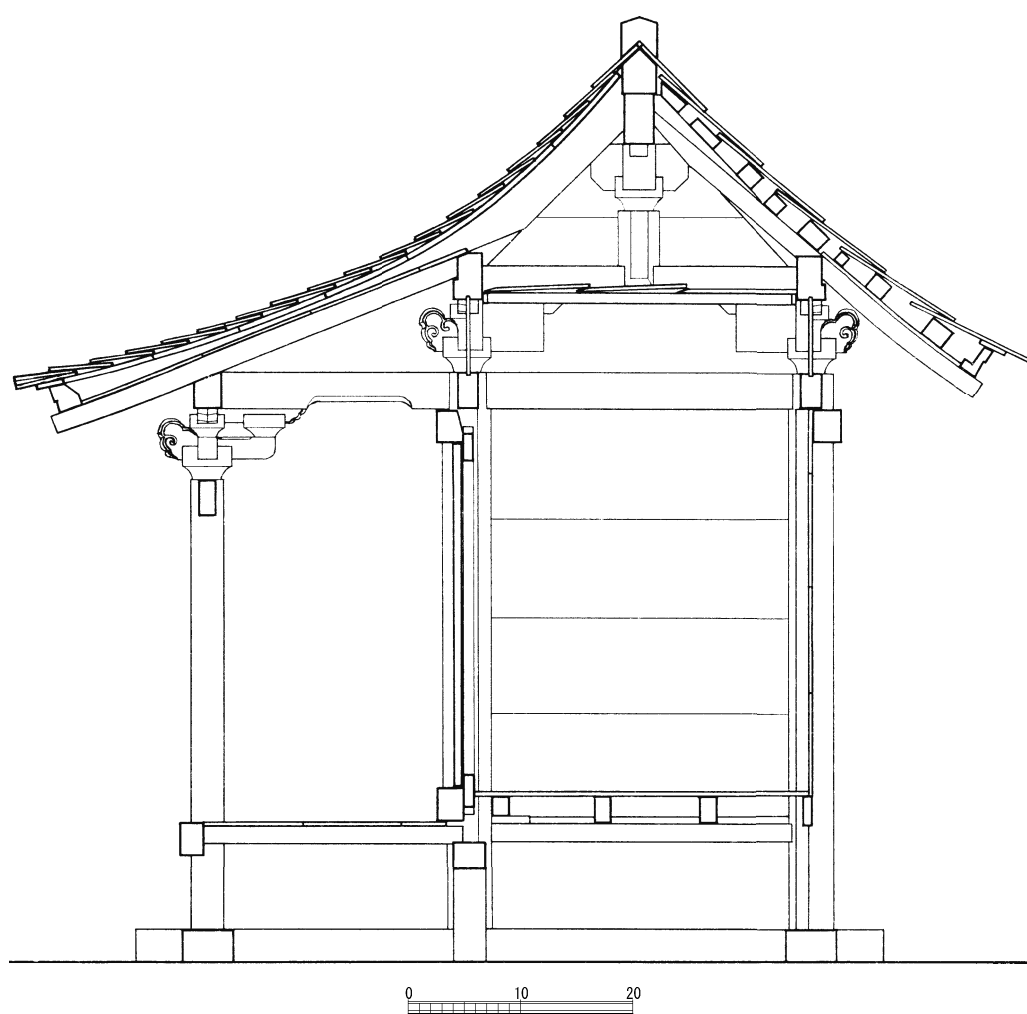


図50 巖島神社末社左門客神社玉殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

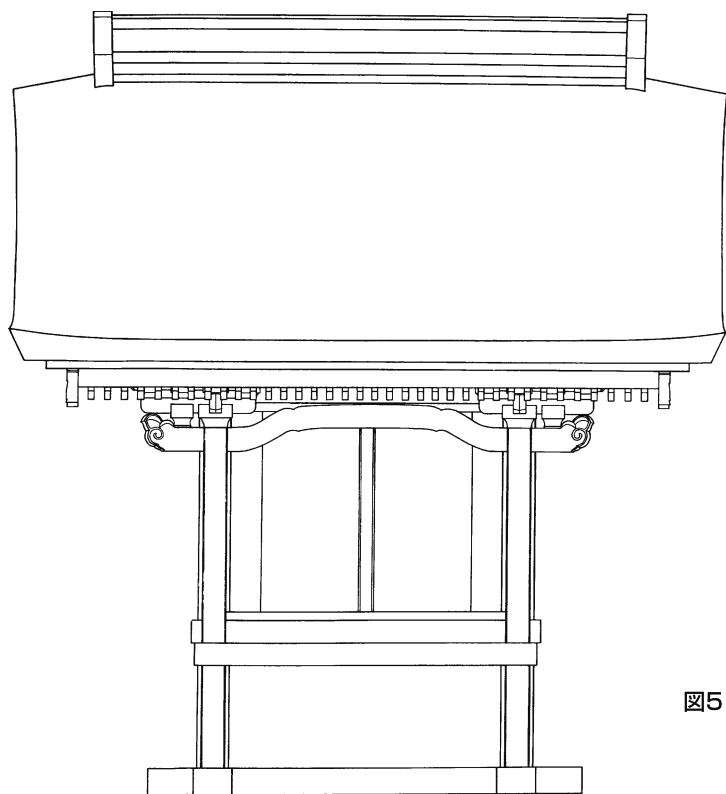


図51 巖島神社摂社天神社玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

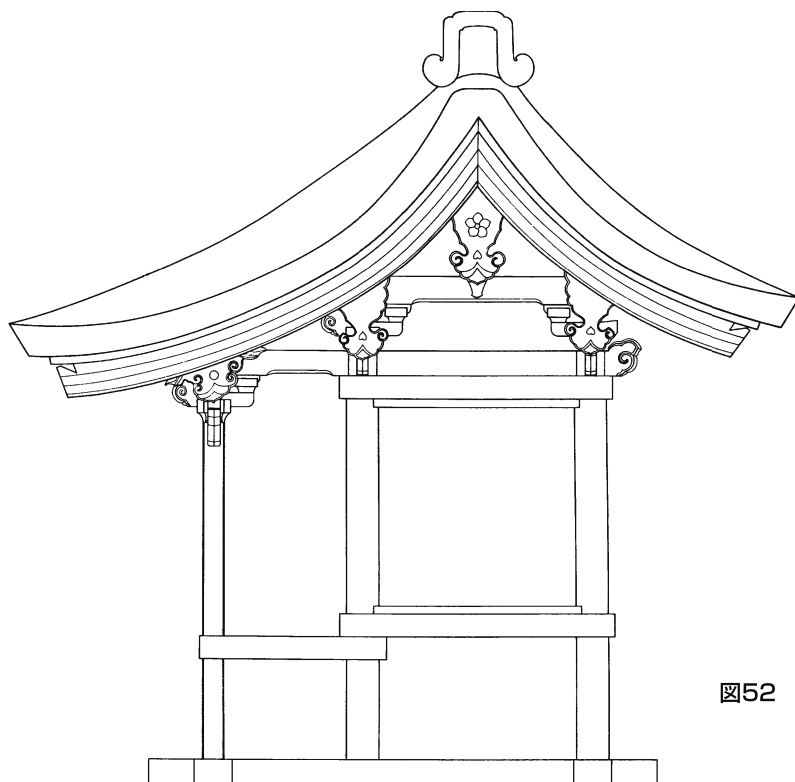
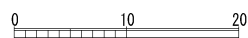
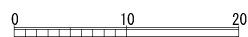


図52 巖島神社摂社天神社玉殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸



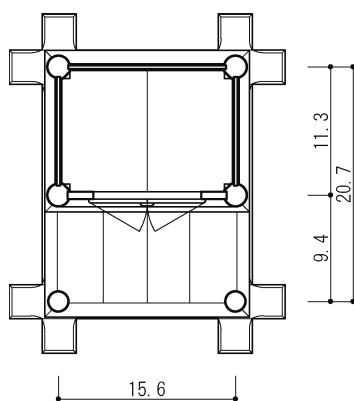


图53 速田神社玉殿平面图
縮尺：1/20 单位：寸

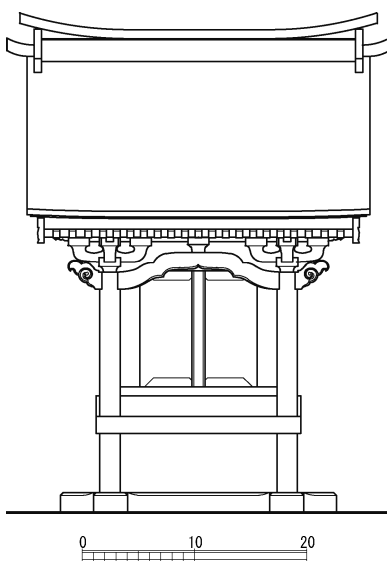


图54 速田神社玉殿正面立面图
縮尺：1/20 单位：寸

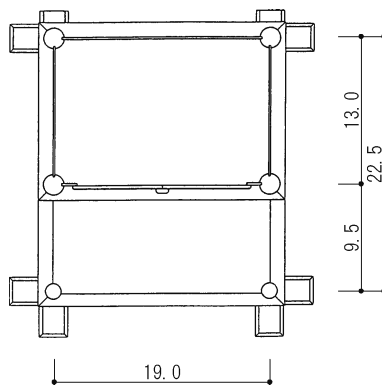


図55 宮崎神社玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

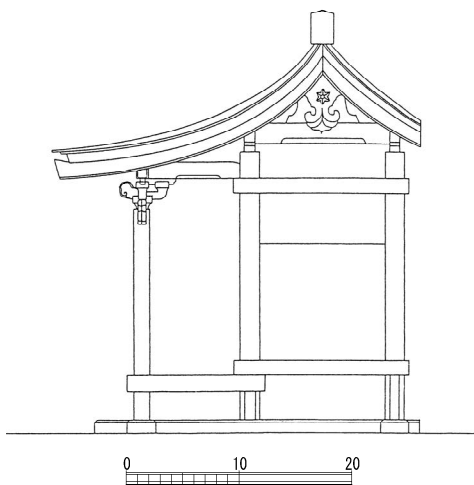


図57 宮崎神社玉殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

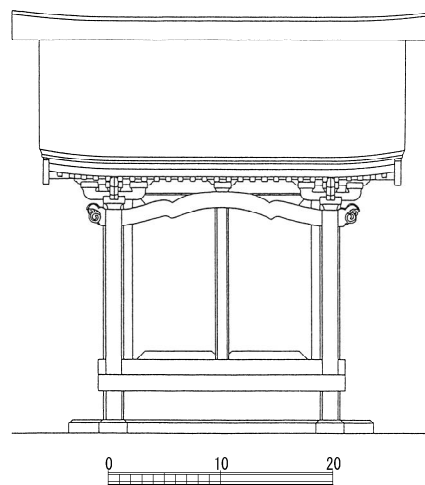


図56 宮崎神社玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

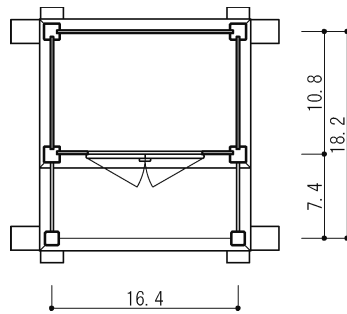


图58 新宮神社[吉田]玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

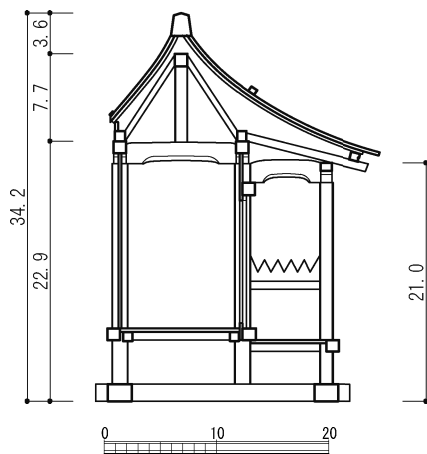


图60 新宮神社[吉田]玉殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

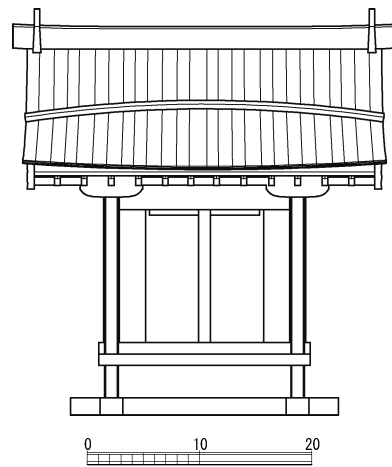


图59 新宮神社[吉田]玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

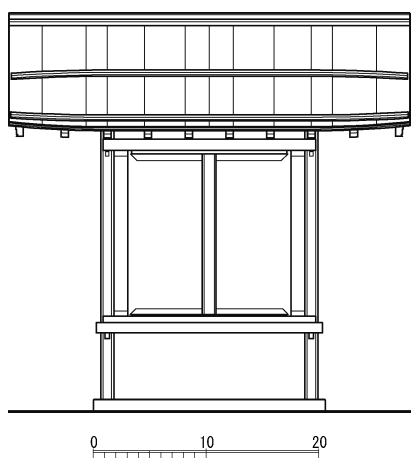


図62 清神社玉殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

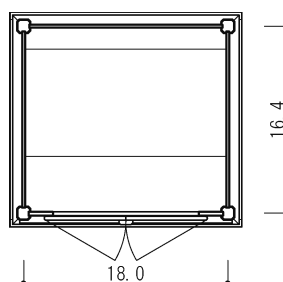


図61 清神社玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

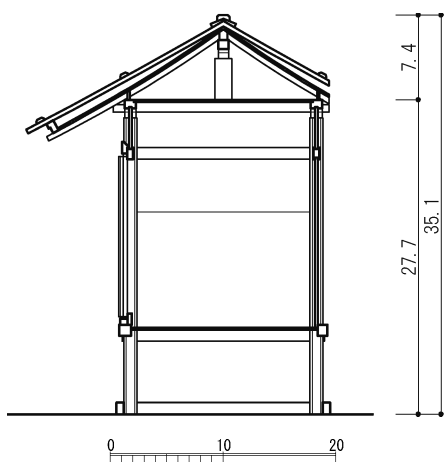


図64 清神社玉殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

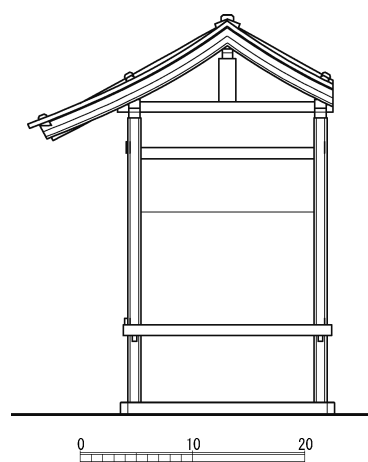


図63 清神社玉殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

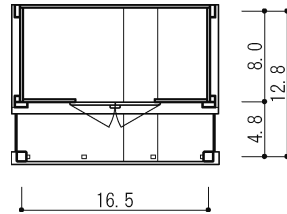


図65 中山神社玉殿右殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

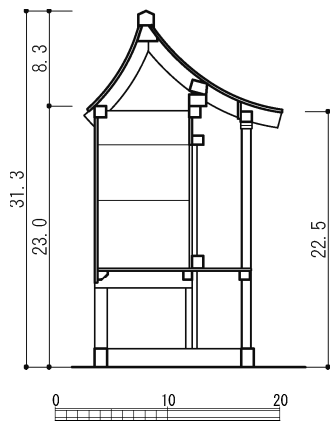


図67 中山神社玉殿右殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

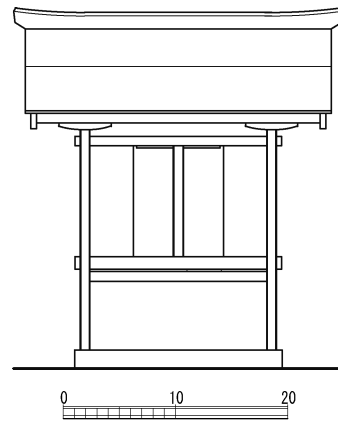


図66 中山神社玉殿右殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

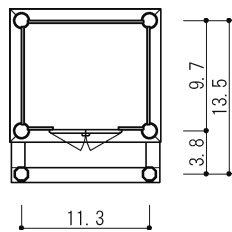


図70 市場黄幡社玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

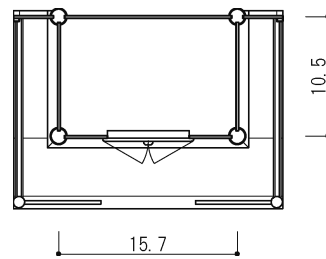


図68 額田部八幡神社玉殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

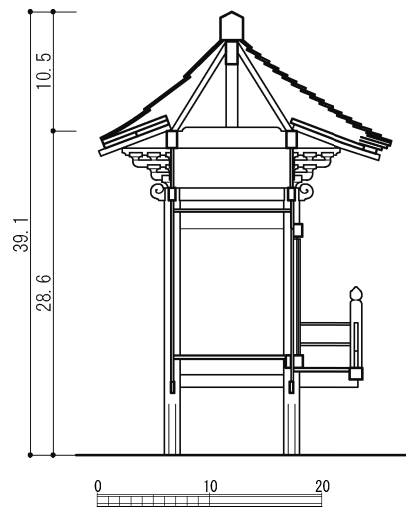


図69 額田部八幡神社玉殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

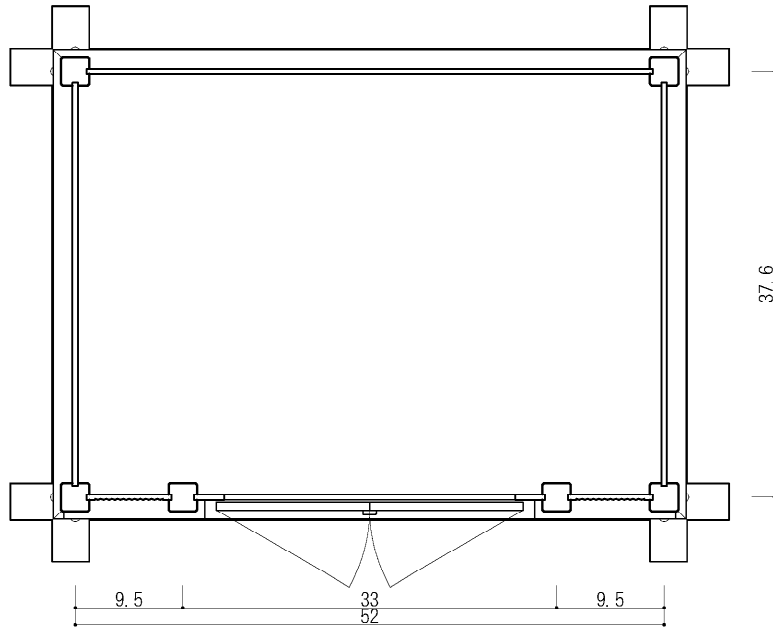


図71 厳島神社摂社地御前神社大宮玉殿第一・二殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

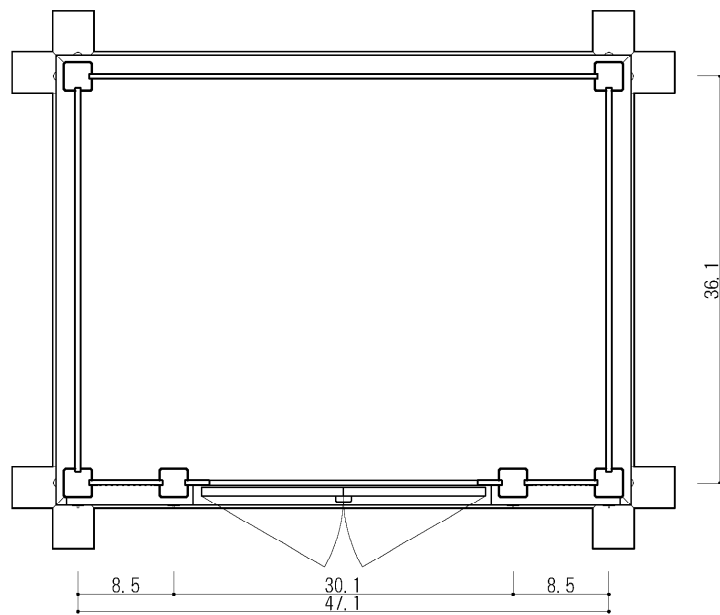


図72 厳島神社摂社地御前神社大宮玉殿第三・四殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

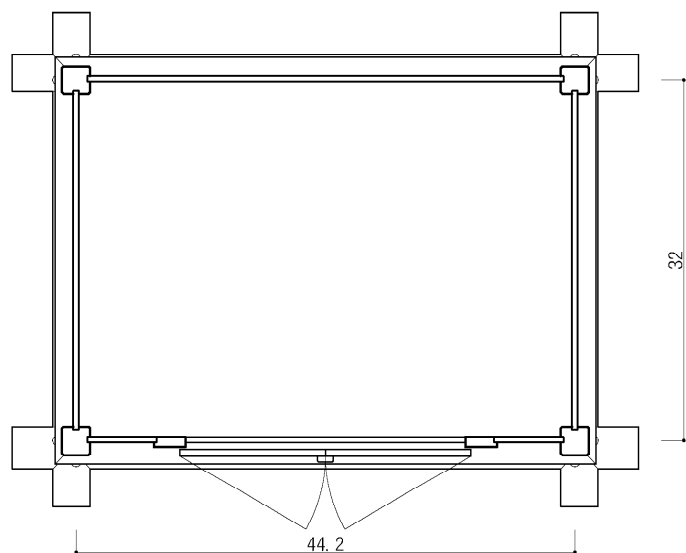


図77 厳島神社攝社地御前神社客人宮玉殿第一殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

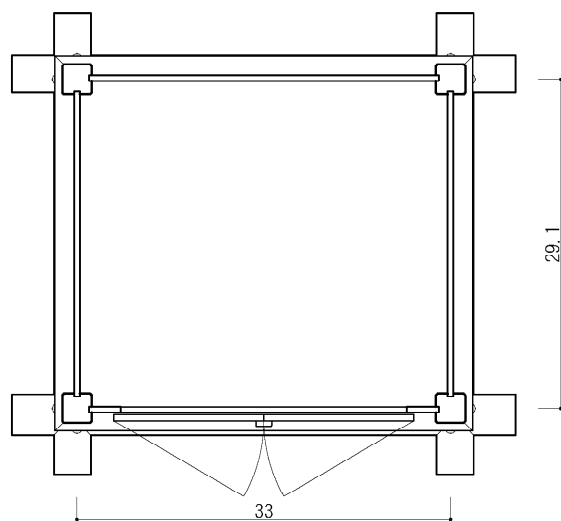


図78 厳島神社攝社地御前神社客人宮玉殿第二・三・四殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

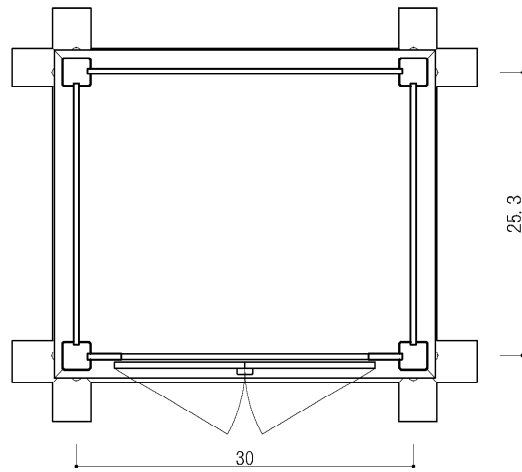


図79 厳島神社摂社地御前神社客人宮玉殿第五殿平面図
縮尺：1/20 単位：寸

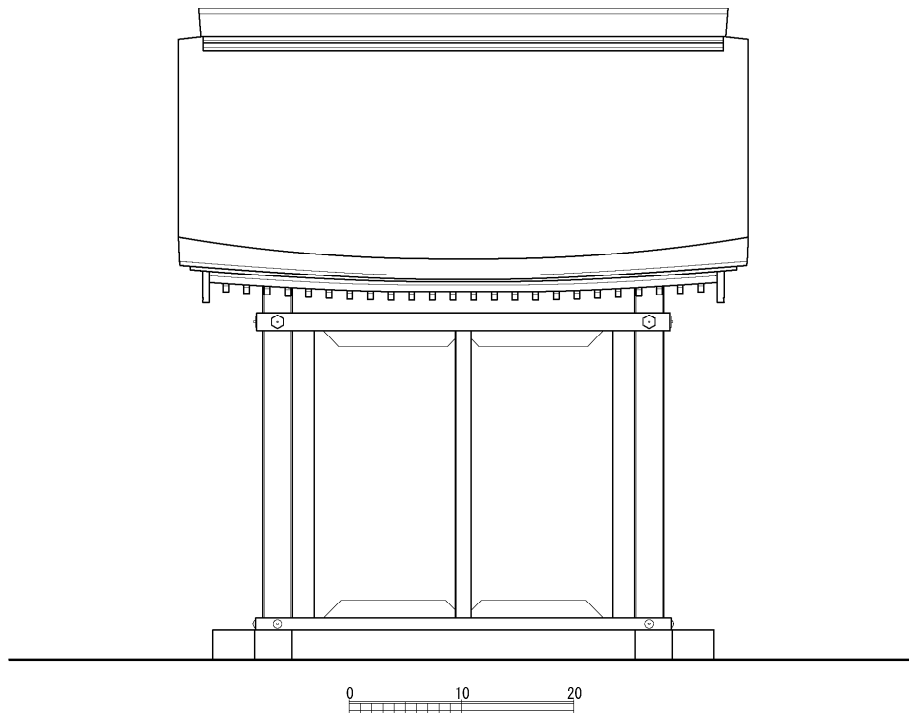


図80 厳島神社摂社地御前神社客人宮玉殿第二・三・四殿正面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

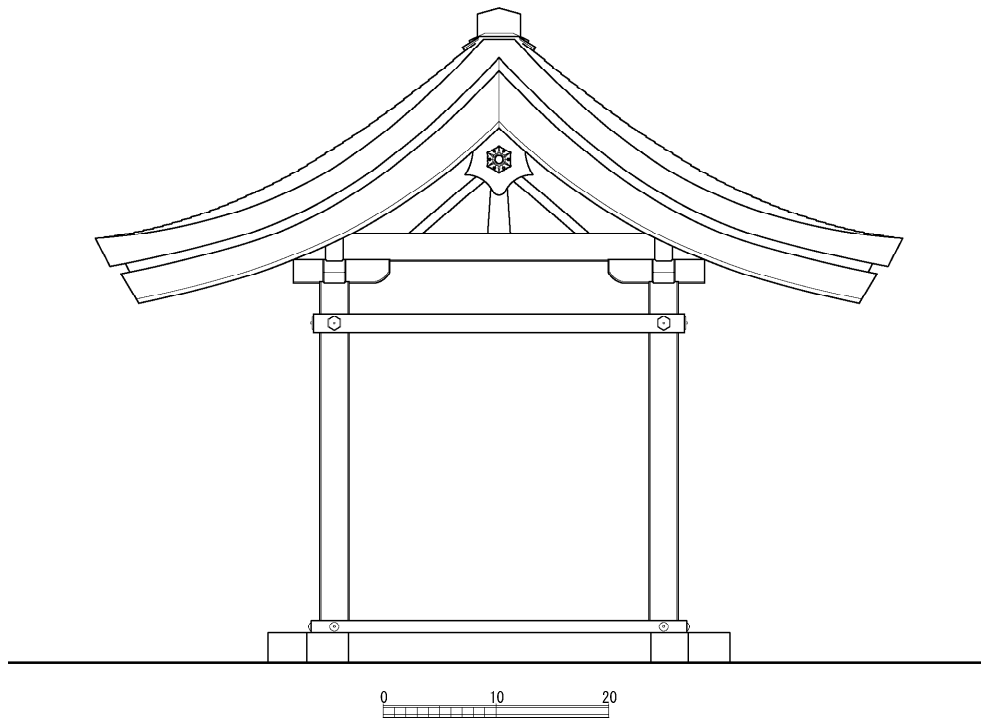


図81 厳島神社摂社地御前神社客人宮玉殿第二・三・四殿側面立面図
縮尺：1/20 単位：寸

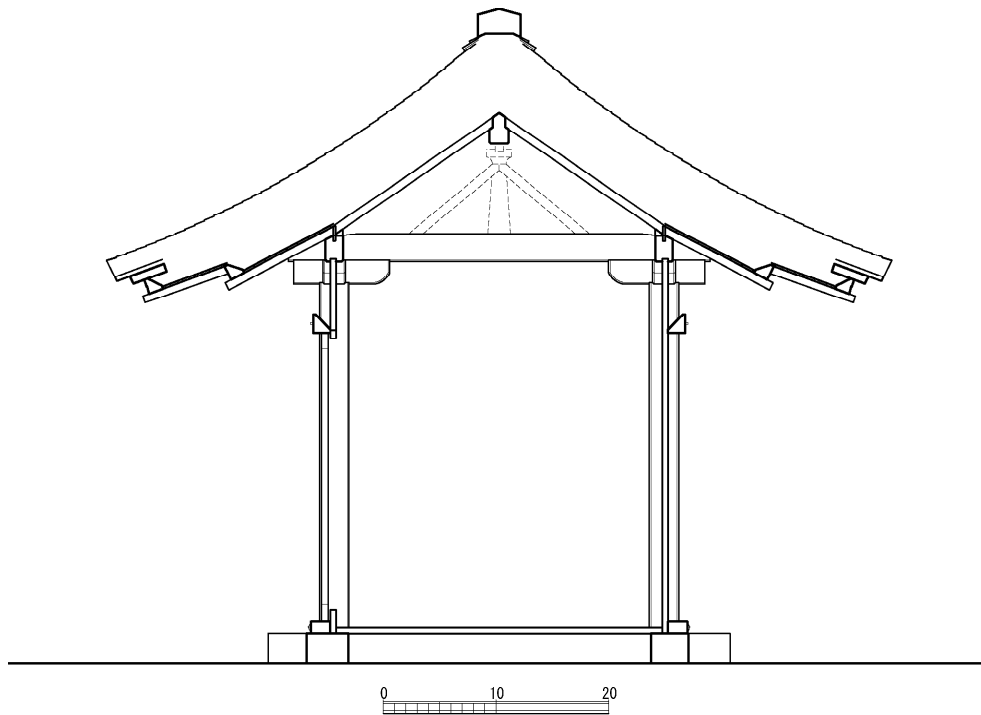


図82 厳島神社摂社地御前神社客人宮玉殿第三・四殿梁間断面図
縮尺：1/20 単位：寸

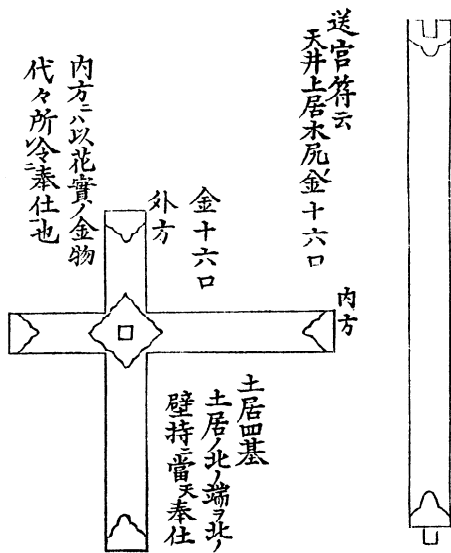


図84 御帳台柱・土居

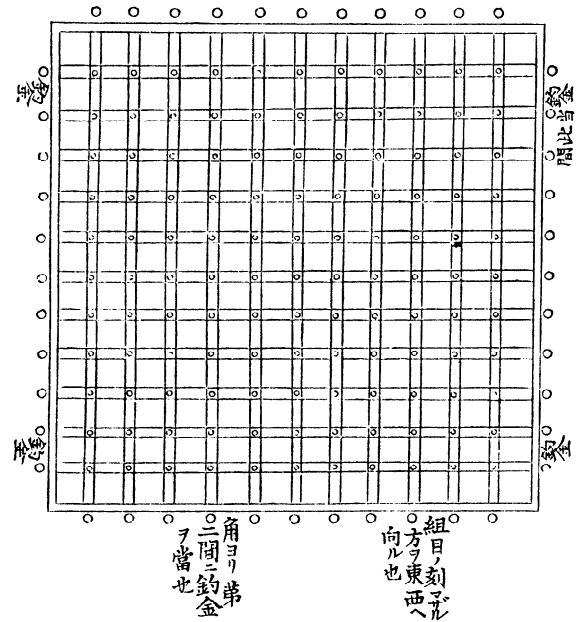


図83 御帳台天井

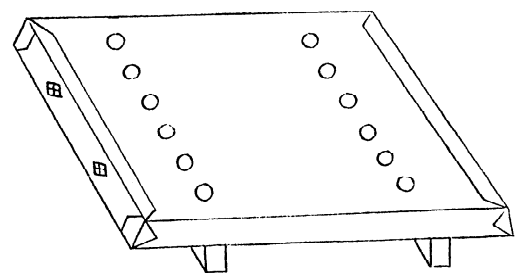


図85 御帳台御床

図24—37、47—52は各修理工事報告書所収図をもとに修正掲載した。図7、8、10、11、13、14、16、17、19、20、40、41、44、45は三浦正幸氏論文所収図および、図55—57は來本雅之氏論文所収図をもとに実地調査によって修正の上、作成した。図83—85は『貞和御飾記』所収図である。その他の図版については、筆者の実測・作成である。

Study on the Characteristics and Origin of *Gyokuden* (Inner Sanctuaries) in the West Area of Hiroshima Prefecture

YAMADA Takeharu

Itsukushima Shrine is the archetype of *gyokuden* (inner sanctuary) in Aki Province which is now the west area of Hiroshima Prefecture. The *gyokuden* of Itsukushima Shrine has developed from *michodai* in *shinza*-style which dates back to the Nara period, also incorporating the architectural style of the *honden* (main building). In other words, *gyokuden* was based on *michodai*, a type of furniture. The early form of *gyokuden* was large sized. *Ketayuki* (beam) was one *ken* or three *ken*, *harima* (cross beam) was one *ken*. The roof was in *kirizuma*-style and *hiwadabuki* (cypress bark covering). It had extremely low floor height and the *misedana* was removed from the facade. It had chamfered squared-pillars, *funahijiki* (boat-shaped brackets), *inokosasu* (two diagonal struts whose tops butted against each other), and had double row of rafters at the front and a single row at the back. *Gyokuden* was placed directly on the floor of *naijin* (inner sanctum) of the *honden*. The *gyokuden* of Itsukushima Shrine diverged as a *shinza* with its own unique form, while continuing to inherit the *michodai*-style dating from the Nara period. Medieval *gyokuden* found all over Aki Province continued to evolve from their archetype – the *gyokuden* of Itsukushima Shrine, and the *gyokuden* style structures in Aki Province were a type of *shinza* that had diverged from *michodai*.

There was a wider distribution of *gyokuden* in Aki than in other provinces and many of these medieval *gyokuden* in Aki has survived. This is because Itsukushima Shrine, the *ichinomiya* for the province, had adopted the style of placing a *gyokuden* within the shrine. In the latter part of the medieval period, the placing of *gyokuden* originating from Itsukushima Shrine became common among tutelary shrines in the villages of Aki Province. With the spread of setting *gyokuden*, architectural styles such as the *misedana* style, high floors, and *nagakerabuki* (long shingled roof) was adopted. These new styles reflected the differences in the status and economic scale of shrines. Such changes also saw the incorporation of the *honden*-style architecture, while they became progressively less expensive. In the Early Modern period, *gyokuden* became even more common, and nearly all shrines in Aki Province, up to the level of *shoshi* (small *hokora*), came to have *gyokuden*. These changes in the style of *gyokuden* resulted in two styles: box-shaped *gyokuden* that served as a receptacle for sacred objects, and crafts assembled by joining minute parts together with glue, neither of which were buildings. All of these changes in *gyokuden* were the consequence of trends in shrine architecture and were not related to forms of temple architecture. The creation of *gyokuden* was only unique to shrines.